

## 第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	41
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	41
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	41
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	41
第 2 節	監視指導業務	41
第 1 節	第 1 監視指導	41
第 2 節	第 2 収去	62
第 3 節	第 3 G L P	63
第 3 節	食品衛生管理者	64
第 4 節	輸入食品対策	65
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	65
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	66
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	78
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	80
第 5 節	食品中の放射性物質対策	82
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	82
第 2 節	第 2 都内と畜牛肉の放射性物質検査	83
第 6 節	牛乳衛生	84
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	84
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導班	84
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	85
第 7 節	農畜水産食品衛生	86
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	86
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	86
第 3 節	第 3 ふぐ	86
第 4 節	第 4 食鳥検査	91
第 8 節	食品汚染対策	92
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	92
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	96
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド ( T B T O ) 等汚染調査結果	100
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	103
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	116
第 6 節	第 6 汚染米調査	122
第 9 節	食品表示法 (品質事項・保健事項) 及び健康増進法に基づく食品表示対策	123
第 1 節	第 1 食品表示法 (品質事項) 等に基づく表示の適正化	123
第 2 節	第 2 D N A 鑑定等による食品の科学的検証	124
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	125

第 4 健康増進法に基づく表示の適正化	127
第 10 節 食品衛生自主管理認証制度	128
第 1 制度の概要	128
第 2 平成 27 年度の主な取組	128
第 11 節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度	129
第 1 制度の概要	129
第 2 平成 27 年度の自主回収情報の公表	129
第 12 節 東京都における「食の安全」普及啓発事業	130
第 1 食の安全に関する相談	130
第 2 衛生展、街頭相談等の開催	130
第 3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	131
第 4 食品衛生講習会	131
第 5 食の安全都民フォーラム	132
第 6 その他の都民向けセミナー	133
第 7 インターネットによる情報提供	133
第 13 節 その他の事業	134
第 1 シアン化合物含有豆類の処理状況	134
第 2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	135

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第1節 許可事務（平成27年度）

#### 第1 食品衛生法関係

##### 1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

##### 2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

#### 第2 食品製造業等取締条例関係

##### 1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、弁当等人力販売業が、本条例第5条の3により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の

特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

##### 2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品又はゆでめん類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の5で卵選別包装業者、第5条の6で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

#### 第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

### 第2節 監視指導業務

#### 第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成27年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その1)

	総計	（規第(1)定五食す十品二衛生業に法） （総計）	飲食店営業								
			小計	ホ旅テ館ル・	キバヤパーレ・	一般飲食店	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋	
26年度	全都	501,078	298,892	191,781	1,806	9,902	138,770	31	4,859	5,481	1,665
	都	99,175	48,376	27,288	671	662	18,531	-	726	835	344
	区	374,106	236,715	156,601	1,067	8,894	115,019	30	3,930	4,445	1,256
	市	27,797	13,801	7,892	68	346	5,220	1	203	201	65
27年度	全都	501,044	297,617	191,591	1,788	9,894	138,618	28	4,696	5,240	1,640
	都	98,698	47,846	27,071	648	664	18,460	-	690	780	337
	区	374,739	236,172	156,638	1,071	8,875	114,966	28	3,810	4,264	1,235
	市	27,607	13,599	7,882	69	355	5,192	-	196	196	68
千代田区	17,567	13,266	8,412	62	157	6,518	-	179	328	12	
中央区	22,537	15,836	11,222	68	1,999	7,416	1	447	272	36	
港区	30,542	22,980	15,877	68	1,156	12,289	1	399	317	57	
新宿区	27,564	19,597	14,816	140	1,763	11,417	-	239	231	61	
文京区	8,611	5,382	3,496	34	68	2,736	2	88	122	28	
台東区	15,675	10,450	7,591	202	413	5,349	5	202	233	40	
墨田区	13,262	7,034	4,773	38	449	3,114	7	108	145	49	
江東区	16,398	10,239	5,781	20	32	4,279	1	126	162	78	
品川区	16,740	9,446	6,019	58	302	4,142	3	178	186	56	
目黒区	8,478	5,658	3,898	10	87	2,897	-	107	101	49	
大田区	22,492	12,923	7,728	53	220	5,368	1	184	222	82	
世田谷区	25,158	12,877	8,165	6	36	6,273	1	190	230	110	
渋谷区	18,496	13,787	9,721	88	690	7,674	-	160	175	40	
中野区	9,827	5,523	3,751	3	133	2,954	1	123	111	27	
杉並区	14,481	8,286	5,584	10	94	4,308	-	127	162	56	
豊島区	14,860	9,965	6,947	97	459	5,209	1	154	183	51	
北区	11,556	6,259	4,087	12	126	3,087	-	89	105	42	
荒川区	7,289	3,741	2,376	14	20	1,697	3	65	95	34	
板橋区	13,522	8,125	4,809	4	59	3,512	1	112	157	72	
練馬区	13,234	7,892	4,659	4	159	3,201	-	120	177	83	
足立区	16,790	10,185	6,242	36	18	4,294	-	150	219	78	
葛飾区	13,972	7,237	4,676	12	153	3,112	-	108	182	50	
江戸川区	15,688	9,484	6,008	32	282	4,120	-	155	149	44	
八王子市	15,557	8,393	4,908	46	234	3,277	-	128	118	39	
町田市	12,050	5,206	2,974	23	121	1,915	-	68	78	29	
西多摩	13,049	6,951	4,086	105	108	2,661	-	101	110	47	
南多摩	8,160	4,539	2,454	11	30	1,642	-	51	69	44	
多摩立川	21,445	10,272	6,092	55	204	4,338	-	134	172	67	
多摩府中	30,441	14,538	8,527	32	232	6,066	-	234	258	104	
多摩小平	18,986	8,245	4,683	15	79	3,202	-	143	151	70	
大島	1,929	955	572	244	-	217	-	12	9	-	
三宅	471	194	112	45	1	44	-	1	1	1	
八丈	1,003	492	296	77	10	171	-	2	5	3	
小笠原	337	201	132	64	-	38	-	3	-	1	
市場	2,877	1,459	117	-	-	81	-	9	5	-	

(平成28年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	スエ コ ト ン ア ン ビ 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船
26 年 度	全都	6,894	8,307	131	207	3,354	6,578	2,387	1,188	33	188
	都	1,328	1,320	37	33	679	1,530	482	110	-	-
	区	5,213	6,645	75	167	2,312	4,614	1,670	1,043	33	188
	市	353	342	19	7	363	434	235	35	-	-
27 年 度	全都	6,777	8,211	143	159	3,164	6,636	2,421	1,956	30	190
	都	1,312	1,252	32	29	641	1,541	490	195	-	-
	区	5,113	6,613	92	126	2,174	4,646	1,705	1,700	30	190
	市	352	346	19	4	349	449	226	61	-	-
千代田区	210	357	-	1	65	290	37	196	-	-	
中央区	210	210	4	-	61	225	54	200	4	15	
港区	234	533	5	2	43	338	112	295	3	25	
新宿区	118	184	1	8	154	206	117	177	-	-	
文京区	133	70	5	4	5	138	9	54	-	-	
台東区	211	240	14	8	461	85	58	42	3	25	
墨田区	180	206	2	7	301	93	28	33	-	13	
江東区	268	224	7	11	32	278	144	72	5	42	
品川区	170	474	-	3	2	217	84	113	7	24	
目黒区	116	229	1	6	119	114	38	24	-	-	
大田区	387	361	2	6	339	316	102	74	3	8	
世田谷区	350	368	25	1	61	377	108	29	-	-	
渋谷区	203	183	-	19	77	167	120	125	-	-	
中野区	115	106	-	3	-	118	24	33	-	-	
杉並区	229	264	3	5	58	222	32	14	-	-	
豊島区	234	247	4	1	13	155	77	62	-	-	
北区	189	221	1	3	7	153	32	20	-	-	
荒川区	130	232	-	4	-	59	9	13	-	1	
板橋区	251	258	13	5	52	217	59	37	-	-	
練馬区	277	250	3	6	71	243	48	17	-	-	
足立区	334	654	-	12	6	225	183	28	-	5	
葛飾区	252	498	-	3	83	154	52	17	-	-	
江戸川区	312	244	2	8	164	256	178	25	5	32	
八王子市	170	140	17	2	333	271	95	38	-	-	
町田市	182	206	2	2	16	178	131	23	-	-	
西多摩	135	180	3	3	335	189	87	22	-	-	
南多摩	166	120	5	2	51	214	28	21	-	-	
多摩立川	301	274	5	7	66	298	133	38	-	-	
多摩府中	364	375	10	9	127	504	137	75	-	-	
多摩小平	287	249	9	3	47	296	100	32	-	-	
大島	30	33	-	3	10	13	1	-	-	-	
三宅	3	8	-	-	4	4	-	-	-	-	
八丈	13	7	-	-	1	6	1	-	-	-	
小笠原	11	4	-	2	-	6	3	-	-	-	
市場	2	2	-	-	-	11	-	7	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その2)

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生造菓業子	菓そ子の製造業の	移動	臨時	自動車
26年度	全都	23,250	2,355	20,767	128	18,457	4,124	5,290	8,038	21	607	377
	都	3,724	390	3,308	26	3,688	829	1,028	1,578	5	158	90
	区	18,499	1,870	16,542	87	13,598	3,033	4,014	5,955	16	350	230
	市	1,027	95	917	15	1,171	262	248	505	-	99	57
27年度	全都	22,638	2,487	20,019	132	18,596	4,205	5,225	8,180	15	599	372
	都	3,681	426	3,225	30	3,684	847	1,008	1,575	4	159	91
	区	17,971	1,965	15,917	89	13,773	3,096	3,980	6,118	11	347	221
	市	986	96	877	13	1,139	262	237	487	-	93	60
千代田区	2,109	184	1,924	1	490	171	126	180	1	8	4	
中央区	1,563	256	1,306	1	637	153	293	175	-	13	3	
港区	2,742	159	2,577	6	965	246	244	460	-	2	13	
新宿区	1,235	101	1,130	4	755	142	214	336	-	54	9	
文京区	376	41	335	-	350	84	114	149	-	2	1	
台東区	552	109	438	5	701	83	180	304	1	120	13	
墨田区	337	60	275	2	441	63	118	242	-	13	5	
江東区	1,166	79	1,081	6	629	141	163	299	-	4	22	
品川区	955	42	913	-	446	122	106	209	-	-	9	
目黒区	294	65	220	9	400	97	122	171	-	-	10	
大田区	982	73	902	7	800	178	280	251	-	76	15	
世田谷区	574	119	449	6	1,194	268	345	563	1	9	8	
渋谷区	1,223	215	997	11	860	185	249	406	-	10	10	
中野区	281	36	244	1	331	66	100	162	-	2	1	
杉並区	323	64	256	3	598	163	142	285	1	1	6	
豊島区	591	99	488	4	535	136	173	210	1	1	14	
北区	341	32	305	4	374	81	115	171	1	1	5	
荒川区	195	18	177	-	241	64	65	109	-	-	3	
板橋区	573	38	535	-	552	128	159	253	1	2	9	
練馬区	388	56	328	4	664	142	183	312	-	12	15	
足立区	517	44	461	12	704	135	197	347	3	2	20	
葛飾区	299	36	262	1	493	108	139	221	-	12	13	
江戸川区	355	39	314	2	613	140	153	303	1	3	13	
八王子市	674	63	608	3	701	145	147	289	-	86	34	
町田市	312	33	269	10	438	117	90	198	-	7	26	
西多摩	537	53	481	3	548	101	165	198	1	63	20	
南多摩	431	51	379	1	403	110	101	161	-	26	5	
多摩立川	817	96	717	4	767	177	189	363	-	10	28	
多摩府中	1,183	152	1,017	14	1,137	257	306	519	3	36	16	
多摩小平	563	57	501	5	677	170	212	255	-	20	20	
大島	11	8	1	2	80	18	24	35	-	2	1	
三宅	2	2	-	-	19	3	1	13	-	2	-	
八丈	4	4	-	-	35	8	7	20	-	-	-	
小笠原	4	3	-	1	18	3	3	11	-	-	1	
市場	129	-	129	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成28年3月末現在)

		あん類製造業	アイスクリーム	乳処 理業	さ 特 く 取 別 取 理 業 乳	乳製 品製 造業	集 乳 業	乳類販売業				
								小 計	専 業	売シ ョー ケ ー リス	自 動 販 売 機	自 動 車
26 年度	全都	48	1,940	9	-	169	-	27,994	961	18,476	8,459	98
	都	6	360	7	-	41	-	5,461	240	3,633	1,574	14
	区	38	1,480	1	-	120	-	20,838	661	13,741	6,361	75
	市	4	100	1	-	8	-	1,695	60	1,102	524	9
27 年度	全都	46	1,999	9	-	165	-	27,298	896	18,212	8,091	99
	都	6	367	7	-	40	-	5,275	222	3,542	1,496	15
	区	37	1,526	1	-	115	-	20,421	616	13,592	6,140	73
	市	3	106	1	-	10	-	1,602	58	1,078	455	11
千代田区	1	86	-	-	1	-	1,254	6	695	553	-	
中央区	1	108	-	-	16	-	904	4	533	367	-	
港区	1	126	-	-	13	-	1,562	9	851	699	3	
新宿区	1	86	-	-	11	-	1,239	25	808	402	4	
文京区	2	51	-	-	-	-	573	12	367	194	-	
台東区	2	88	-	-	1	-	601	11	448	141	1	
墨田区	1	61	-	-	3	-	566	24	398	144	-	
江東区	3	97	-	-	6	-	1,173	26	651	496	-	
品川区	1	40	-	-	4	-	916	24	575	313	4	
目黒区	-	36	-	-	4	-	473	19	331	123	-	
大田区	4	87	-	-	11	-	1,493	54	934	501	4	
世田谷区	1	81	-	-	10	-	1,221	62	915	237	7	
渋谷区	1	123	-	-	3	-	911	7	542	362	-	
中野区	1	30	-	-	-	-	472	25	345	101	1	
杉並区	1	44	-	-	2	-	726	26	587	113	-	
豊島区	1	83	-	-	5	-	807	15	551	241	-	
北区	1	37	-	-	11	-	618	22	430	166	-	
荒川区	2	17	-	-	1	-	365	17	266	82	-	
板橋区	4	41	-	-	4	-	932	44	663	222	3	
練馬区	1	46	-	-	-	-	867	32	683	144	8	
足立区	3	62	-	-	2	-	1,078	70	755	231	22	
葛飾区	3	44	1	-	4	-	710	38	502	156	14	
江戸川区	1	52	-	-	3	-	960	44	762	152	2	
八王子市	3	63	-	-	6	-	920	30	601	281	8	
町田市	-	43	1	-	4	-	682	28	477	174	3	
西多摩	1	49	1	-	10	-	727	39	478	206	4	
南多摩	-	41	-	-	2	-	572	25	384	162	1	
多摩立川	-	83	2	-	12	-	1,100	49	714	337	-	
多摩府中	3	135	2	-	9	-	1,651	46	1,112	492	1	
多摩小平	1	42	-	-	3	-	1,040	51	698	283	8	
大島	1	8	1	-	1	-	76	2	72	1	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	18	1	17	-	-	
八丈	-	5	1	-	2	-	31	-	30	1	-	
小笠原	-	4	-	-	-	-	9	-	9	-	-	
市場	-	-	-	-	1	-	51	9	28	14	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その3)

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
26年度	全都	842	14,511	3,840	10,633	-	38	205	15,187	4,944	10,071	172	27
	都	135	2,785	783	1,993	-	9	48	3,779	1,881	1,853	45	26
	区	684	10,904	2,848	8,032	-	24	142	10,585	2,818	7,648	119	-
	市	23	822	209	608	-	5	15	823	245	570	8	1
27年度	全都	829	14,574	3,773	10,747	-	54	205	15,196	4,853	10,174	169	27
	都	132	2,757	755	1,991	-	11	46	3,730	1,841	1,845	44	26
	区	674	11,008	2,809	8,162	-	37	144	10,665	2,777	7,769	119	-
	市	23	809	209	594	-	6	15	801	235	560	6	1
千代田区	8	396	26	370	-	-	5	387	39	348	-	-	
中央区	15	518	137	377	-	4	12	552	197	349	6	-	
港区	26	663	120	538	-	5	8	628	99	525	4	-	
新宿区	40	641	133	502	-	6	3	619	131	484	4	-	
文京区	10	230	50	180	-	-	3	229	51	176	2	-	
台東区	27	392	122	270	-	-	7	374	117	255	2	-	
墨田区	16	371	111	258	-	2	3	349	91	251	7	-	
江東区	54	575	163	409	-	3	8	571	167	398	6	-	
品川区	44	463	110	349	-	4	8	437	106	327	4	-	
目黒区	11	249	72	177	-	-	4	233	56	177	-	-	
大田区	47	755	193	562	-	-	10	760	205	544	11	-	
世田谷区	22	738	210	524	-	4	13	718	211	498	9	-	
渋谷区	17	428	80	348	-	-	2	411	81	329	1	-	
中野区	19	286	103	183	-	-	5	277	92	183	2	-	
杉並区	14	458	126	331	-	1	7	432	117	312	3	-	
豊島区	27	443	97	346	-	-	11	423	104	319	-	-	
北区	23	340	101	239	-	-	1	318	91	221	6	-	
荒川区	38	215	79	136	-	-	4	200	72	125	3	-	
板橋区	39	529	138	389	-	2	9	502	121	375	6	-	
練馬区	39	564	145	415	-	4	8	543	146	391	6	-	
足立区	74	668	187	479	-	2	7	639	177	438	24	-	
葛飾区	25	439	143	296	-	-	-	417	137	276	4	-	
江戸川区	39	647	163	484	-	-	6	646	169	468	9	-	
八王子市	12	467	123	341	-	3	7	474	149	320	5	1	
町田市	11	342	86	253	-	3	8	327	86	240	1	-	
西多摩	14	391	114	270	-	7	11	364	106	246	12	-	
南多摩	4	279	73	205	-	1	7	277	78	196	3	-	
多摩立川	41	591	153	438	-	-	8	568	155	407	6	-	
多摩府中	21	845	200	644	-	1	11	826	210	603	13	-	
多摩小平	15	544	152	390	-	2	8	535	157	368	10	2	
大島	1	44	36	8	-	-	1	56	50	6	-	6	
三宅	-	14	12	2	-	-	-	15	13	2	-	1	
八丈	1	21	7	14	-	-	-	31	20	11	-	2	
小笠原	-	9	2	7	-	-	-	9	5	4	-	2	
市場	35	19	6	13	-	-	-	1,049	1,047	2	-	13	

(平成28年3月末現在)

	製魚 品肉 製ね 造業 り	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射の 放射 線 業	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動 造 角 機氷	自 動 販 売 機		
26 年 度	全都	175	428	248	180	-	93	6	62	29	16	17	176
	都	40	122	80	42	-	34	3	27	15	12	-	32
	区	126	285	157	128	-	50	3	35	14	4	17	137
	市	9	21	11	10	-	9	-	-	-	-	-	7
27 年 度	全都	166	403	247	156	-	94	7	130	29	16	85	169
	都	38	120	80	40	-	34	4	27	15	12	-	31
	区	119	261	156	105	-	50	3	103	14	4	85	131
	市	9	22	11	11	-	10	-	-	-	-	-	7
千代田区	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	11	23	4	19	-	3	-	1	-	-	-	1	8
港区	-	18	9	9	-	3	-	85	1	-	-	84	9
新宿区	5	1	1	-	-	2	-	3	2	1	-	-	1
文京区	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
台東区	1	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	8
墨田区	7	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	-	3
江東区	5	20	13	7	-	4	-	1	1	-	-	-	12
品川区	8	7	6	1	-	3	-	1	1	-	-	-	9
目黒区	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
大田区	4	87	32	55	-	4	-	4	4	-	-	-	11
世田谷区	8	5	5	-	-	2	1	3	1	2	-	-	8
渋谷区	7	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
中野区	2	5	5	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1
杉並区	3	3	2	1	-	2	-	1	-	1	-	-	2
豊島区	8	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
北区	4	5	5	-	-	3	-	-	-	-	-	-	8
荒川区	3	13	10	3	-	-	-	1	1	-	-	-	4
板橋区	4	22	20	2	-	1	-	-	-	-	-	-	7
練馬区	4	15	14	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1
足立区	7	4	2	2	-	1	-	1	1	-	-	-	6
葛飾区	13	7	7	-	-	7	1	-	-	-	-	-	7
江戸川区	8	15	11	4	-	6	-	1	1	-	-	-	3
八王子市	7	21	11	10	-	7	-	-	-	-	-	-	5
町田市	2	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	2
西多摩	-	23	20	3	-	6	-	-	-	-	-	-	4
南多摩	2	8	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1
多摩立川	5	22	18	4	-	4	3	-	-	-	-	-	2
多摩府中	6	17	11	6	-	6	1	-	-	-	-	-	6
多摩小平	3	11	7	4	-	4	-	-	-	-	-	-	5
大島	16	10	5	5	-	1	-	13	4	9	-	-	2
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	2
八丈	1	6	3	3	-	7	-	5	2	3	-	-	1
小笠原	2	4	2	2	-	2	-	2	2	-	-	-	-
市場	3	18	6	12	-	-	-	6	6	-	-	-	8

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その4)

	食用油脂製造業			製シマ ヨー ーガ 造トリ ニン ン又 業グは	み そ 製 造 業	し ょう 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
26 年 度	全都	49	25	24	3	37	9	63	46	687	12	686
	都	13	4	9	-	19	5	21	22	163	5	167
	区	33	20	13	3	16	3	40	22	483	6	474
	市	3	1	2	-	2	1	2	2	41	1	45
27 年 度	全都	55	26	29	3	40	9	65	55	616	10	656
	都	17	4	13	-	20	6	20	25	148	4	158
	区	34	20	14	3	18	2	42	28	430	5	456
	市	4	2	2	-	2	1	3	2	38	1	42
千代田区	1	-	1	-	2	-	-	1	7	1	16	
中央区	-	-	-	-	-	-	2	-	13	-	29	
港区	-	-	-	-	-	-	6	1	14	-	15	
新宿区	3	2	1	1	-	-	1	3	13	-	19	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	14	-	12	
台東区	1	-	1	-	1	-	1	1	18	-	25	
墨田区	12	12	-	-	-	-	2	3	11	1	21	
江東区	1	-	1	-	1	-	3	1	21	-	22	
品川区	-	-	-	-	1	-	-	3	16	-	25	
目黒区	-	-	-	-	-	-	-	1	9	-	8	
大田区	2	-	2	-	-	-	6	1	24	-	31	
世田谷区	1	-	1	-	2	1	4	-	32	1	25	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	2	6	-	14	
中野区	-	-	-	-	2	-	-	1	18	-	6	
杉並区	-	-	-	-	1	1	2	4	17	-	17	
豊島区	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	20	
北区	1	-	1	-	-	-	1	2	24	1	20	
荒川区	3	3	-	-	-	-	1	1	16	-	16	
板橋区	3	1	2	-	-	-	1	-	17	-	25	
練馬区	1	-	1	-	3	-	3	1	24	-	20	
足立区	1	1	-	-	1	-	4	1	40	1	30	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	3	-	26	-	19	
江戸川区	2	-	2	1	1	-	1	1	24	-	21	
八王子市	3	2	1	-	-	-	3	2	19	1	34	
町田市	1	-	1	-	2	1	-	-	19	-	8	
西多摩	6	2	4	-	8	1	4	7	23	1	35	
南多摩	-	-	-	-	2	-	1	1	11	-	9	
多摩立川	2	1	1	-	3	-	2	1	29	-	48	
多摩府中	2	1	1	-	2	-	9	4	34	1	35	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	3	1	42	1	29	
大島	7	-	7	-	-	1	-	4	5	1	1	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
八丈	-	-	-	-	3	4	1	5	2	-	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成28年3月末現在)

	製そ う 造 ざ 業い	食ひか 品ん詰 製ん又 造業詰は	添 加 物 製 造 業	縮(2) 営条食 業業例 (総に製 数規定造 〜業業 取す取	行商									
					販 弁 当 等 売 人 業 力	小 計	菓 子	そ 豆 の 腐 加 及 工 品 び	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	ク ア リ ー ム 類 ス	そ 魚 の 介 加 類 工 及 品 び	
26 年 度	全都	1,755	52	133	39,671		271	157	67	559	-	127	15	32
	都	325	15	15	8,186		58	36	19	105	-	43	2	1
	区	1,363	33	113	29,247		202	119	40	417	-	82	13	30
	市	67	4	5	2,238		11	2	8	37	-	2	-	1
27 年 度	全都	1,771	54	141	40,172	244	777	166	51	432	-	86	13	29
	都	329	17	26	8,225	35	162	40	18	73	-	28	2	1
	区	1,371	33	110	29,708	202	584	123	24	343	-	58	11	25
	市	71	4	5	2,239	7	31	3	9	16	-	-	-	3
千代田区	74	-	5	1,758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央区	177	4	17	1,583	33	10	4	-	-	-	-	6	-	-
港区	212	3	3	2,210	63	90	21	-	69	-	-	-	-	-
新宿区	99	-	-	1,587	-	4	3	1	-	-	-	-	-	-
文京区	23	-	2	805	4	21	-	2	14	-	-	2	1	2
台東区	44	2	9	1,021	8	27	3	-	9	-	-	8	1	6
墨田区	39	-	10	905	1	23	2	1	11	-	-	8	1	-
江東区	73	4	8	1,683	13	101	-	1	74	-	-	20	2	4
品川区	36	1	3	1,197	28	65	3	-	62	-	-	-	-	-
目黒区	29	-	4	674	-	8	2	1	4	-	-	1	-	-
大田区	62	4	6	1,923	2	16	-	1	15	-	-	-	-	-
世田谷区	42	2	3	2,033	1	47	33	5	4	-	-	4	1	-
渋谷区	49	-	3	1,218	24	39	1	-	34	-	-	-	4	-
中野区	27	2	3	655	8	10	3	-	7	-	-	-	-	-
杉並区	42	1	1	1,132	6	22	9	4	8	-	-	-	-	1
豊島区	26	-	2	1,137	6	55	33	-	11	-	-	4	-	7
北区	33	1	5	821	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
荒川区	28	1	-	512	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-
板橋区	41	2	8	1,364	2	14	2	5	3	-	-	2	1	1
練馬区	37	-	2	1,353	-	8	3	-	3	-	-	-	-	2
足立区	85	2	5	1,678	2	13	-	-	9	-	-	2	-	2
葛飾区	32	2	4	1,033	-	7	-	3	3	-	-	1	-	-
江戸川区	61	2	7	1,426	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子市	46	4	5	1,356	7	23	3	1	16	-	-	-	-	3
町田市	25	-	-	883	-	8	-	8	-	-	-	-	-	-
西多摩	71	5	18	1,286	2	28	5	11	5	-	-	7	-	-
南多摩	30	1	-	816	2	10	1	3	6	-	-	-	-	-
多摩立川	65	3	2	1,515	22	64	6	4	41	-	-	13	-	-
多摩府中	60	3	2	2,389	6	47	23	-	17	-	-	6	-	1
多摩小平	26	4	1	1,474	-	7	5	-	1	-	-	-	1	-
大島	33	-	3	178	3	4	-	-	2	-	-	1	1	-
三宅	6	-	-	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈	27	-	-	110	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
小笠原	1	1	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市場	10	-	-	380	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

行商(弁当等人力販売業を除く)については、平成27年12月末現在の施設数。

行商の小計については、行商(届出)の合算値(行商(許可)を含まない。)

行商(許可):弁当等人力販売業

行商(届出):菓子、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そう菜類、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓業 製菓業材	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味料業等	魚介類加工業	食料品等販売業						液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	（包一時販売）装	自動販売機	自動車		
26年度	全都	477	129	204	208	540	404	29,542	20,751	6,358		1,812	621	10	143
	都	140	58	66	50	124	120	5,680	3,955	1,404		235	86	3	77
	区	301	64	121	143	379	278	22,285	15,762	4,546		1,462	515	7	61
	市	36	7	17	15	37	6	1,577	1,034	408		115	20	-	5
27年度	全都	471	123	199	207	547	389	29,060	19,930	6,434	249	1,911	536	10	141
	都	142	54	65	47	124	113	5,565	3,708	1,508	28	238	83	3	77
	区	295	62	119	145	382	270	21,950	15,217	4,524	217	1,559	433	7	59
	市	34	7	15	15	41	6	1,545	1,005	402	4	114	20	-	5
千代田区	1	-	1	-	10	3	1,643	1,163	248	28	194	10	1	7	
中央区	6	1	6	5	18	86	1,284	933	191	27	103	30	-	2	
港区	14	1	3	2	34	11	1,765	1,165	310	28	243	19	-	2	
新宿区	16	2	-	8	22	5	1,356	1,018	162	23	130	23	2	3	
文京区	2	1	2	4	12	7	606	360	170	4	64	8	-	-	
台東区	19	2	3	7	24	8	800	217	535	-	25	23	-	5	
墨田区	15	2	8	8	18	9	666	478	153	2	17	16	-	-	
江東区	13	5	5	5	19	29	1,152	816	132	16	151	37	-	3	
品川区	5	5	4	10	10	7	841	618	120	10	66	27	-	3	
目黒区	5	2	6	3	14	1	486	318	129	3	22	14	1	-	
大田区	16	4	7	12	15	9	1,493	1,065	218	10	168	32	-	1	
世田谷区	24	3	2	9	34	4	1,346	1,060	203	3	60	20	1	6	
渋谷区	2	3	2	3	18	3	994	760	44	38	144	8	-	1	
中野区	5	1	3	8	5	3	461	362	68	5	19	7	-	1	
杉並区	4	2	5	7	5	4	775	609	130	2	26	8	-	1	
豊島区	6	1	3	13	12	9	859	632	184	2	40	1	-	4	
北区	4	2	12	2	20	8	591	435	126	4	18	8	-	1	
荒川区	18	3	1	7	7	3	333	230	93	1	7	2	-	-	
板橋区	15	3	9	2	15	5	869	554	287	-	22	6	-	3	
練馬区	26	2	5	5	10	11	842	641	177	5	4	15	-	9	
足立区	45	5	14	8	23	9	1,147	697	357	2	17	74	2	3	
葛飾区	17	9	9	7	19	11	682	341	306	4	8	23	-	2	
江戸川区	17	3	9	10	18	25	959	745	181	-	11	22	-	2	
八王子市	24	5	12	9	31	3	927	584	240	4	87	12	-	2	
町田市	10	2	3	6	10	3	618	421	162	-	27	8	-	3	
西多摩	61	15	21	21	21	12	800	564	177	2	31	26	1	33	
南多摩	12	5	3	2	11	2	566	374	141	3	39	9	-	6	
多摩立川	19	2	8	5	12	5	1,061	666	323	13	52	7	1	6	
多摩府中	20	11	8	10	44	12	1,669	1,137	427	6	84	15	1	9	
多摩小平	17	10	8	6	14	7	960	608	301	4	22	25	-	2	
大島	5	3	3	-	9	21	95	74	19	-	1	1	-	10	
三宅	-	1	3	-	2	6	21	18	3	-	-	-	-	3	
八丈	4	2	11	1	8	10	52	46	6	-	-	-	-	3	
小笠原	3	5	-	2	3	4	13	8	5	-	-	-	-	-	
市場	1	-	-	-	-	34	328	213	106	-	9	-	-	5	

(平成28年3月末現在)

	集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業		
	小計	幼学 稚校 園・	診病 療院 所・	事工 業場 所・	そ の 他	取ふ 扱 所ぐ	施製ふ 品ぐ 取加 設扱工	
26 年度	全都	7,743	1,839	404	297	5,203	4,048	6,145
	都	1,810	317	111	59	1,323	405	927
	区	5,406	1,380	256	228	3,542	3,566	5,053
	市	527	142	37	10	338	77	165
27 年度	全都	8,004	1,841	394	291	5,478	3,931	6,374
	都	1,838	318	107	58	1,355	393	950
	区	5,633	1,386	250	224	3,773	3,457	5,254
	市	533	137	37	9	350	81	170
千代田区	92	13	9	25	45	223	408	
中央区	132	20	2	26	84	753	668	
港区	225	34	15	49	127	520	645	
新宿区	169	54	8	7	100	357	393	
文京区	146	44	8	3	91	92	138	
台東区	118	28	-	7	83	195	234	
墨田区	155	39	9	2	105	82	183	
江東区	338	84	7	15	232	105	245	
品川区	219	59	9	21	130	92	153	
目黒区	148	34	6	4	104	57	99	
大田区	348	90	16	6	236	94	181	
世田谷区	556	92	17	2	445	115	231	
渋谷区	129	29	7	6	87	167	275	
中野区	150	46	4	-	100	54	73	
杉並区	301	73	3	6	219	54	153	
豊島区	169	42	8	10	109	98	247	
北区	179	57	9	4	109	40	88	
荒川区	137	36	6	5	90	43	71	
板橋区	427	87	33	4	303	52	126	
練馬区	435	106	15	4	310	51	120	
足立区	407	117	30	14	246	80	181	
葛飾区	270	82	12	-	176	57	187	
江戸川区	383	120	17	4	242	76	155	
八王子市	313	88	23	2	200	54	103	
町田市	220	49	14	7	150	27	67	
西多摩	271	32	24	4	211	28	91	
南多摩	197	34	13	5	145	24	46	
多摩立川	310	48	18	20	224	62	171	
多摩府中	552	91	24	11	426	94	229	
多摩小平	443	100	26	4	313	40	107	
大島	25	8	-	1	16	1	6	
三宅	5	4	-	1	-	-	2	
八丈	18	1	1	1	15	1	-	
小笠原	6	-	1	-	5	-	1	
市場	11	-	-	11	-	143	297	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その6)

		に行(4) （規細食 総定則品 す第衛 計る十生 ）営六法 業条施	許可を要しない食品製造業				
			小 計	・製 精 粉 ・ 麦 精 業 米	製つ 造け 業物	その他の 食品製造業	
						一 般 食 品	乳 肉 食 品
26 年 度	全都	152,322	5,968	3,298	1,221	1,351	98
	都	41,281	1,111	444	435	224	8
	区	99,525	4,609	2,695	747	1,077	90
	市	11,516	248	159	39	50	0
27 年 度	全都	152,950	5,947	3,242	1,220	1,388	97
	都	41,284	1,114	445	434	227	8
	区	100,148	4,583	2,638	746	1,110	89
	市	11,518	250	159	40	51	-
	千代田区	1,912	48	15	3	29	1
	中央区	3,697	96	45	4	28	19
	港区	4,187	74	48	4	22	-
	新宿区	5,630	113	93	-	20	-
	文京区	2,194	137	94	15	28	-
	台東区	3,775	130	95	18	17	-
	墨田区	5,058	116	93	5	7	11
	江東区	4,126	108	64	9	30	5
	品川区	5,852	176	94	26	55	1
	目黒区	1,990	306	116	125	54	11
	大田区	7,371	463	287	24	120	32
	世田谷区	9,902	429	201	100	128	-
	渋谷区	3,049	279	69	2	207	1
	中野区	3,522	163	151	9	2	1
	杉並区	4,856	309	149	110	49	1
	豊島区	3,413	211	132	18	58	3
	北区	4,348	388	206	154	28	-
	荒川区	2,922	158	94	42	22	-
	板橋区	3,855	48	8	16	24	-
	練馬区	3,818	111	58	33	20	-
	足立区	4,666	247	195	4	48	-
	葛飾区	5,458	164	114	9	41	-
	江戸川区	4,547	309	217	16	73	3
	八王子市	5,651	173	111	30	32	-
	町田市	5,867	77	48	10	19	-
	西多摩	4,693	308	53	179	74	2
	南多摩	2,735	72	62	5	5	-
	多摩立川	9,425	62	22	-	36	4
	多摩府中	13,191	384	190	134	58	2
	多摩小平	9,120	253	103	107	43	-
	大島	789	16	11	3	2	-
	三宅	234	3	1	-	2	-
	八丈	400	16	3	6	7	-
	小笠原	99	-	-	-	-	-
	市場	598	-	-	-	-	-

(平成28年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売類加工品	乳製品販売業	アイスクリーム販売業	野菜果物	菓子(パン)販売業	主食販売業	酒類・調味料	その他食品
26年度	全都	129,833	13,494	17,067	20,587	12,534	27,571	6,804	14,115	17,661
	都	34,486	4,069	4,965	5,681	3,225	5,954	1,479	4,284	4,829
	区	85,733	8,085	10,792	13,429	7,971	19,731	5,048	8,853	11,824
	市	9,614	1,340	1,310	1,477	1,338	1,886	277	978	1,008
27年度	全都	130,326	13,594	17,163	20,679	12,485	27,693	6,739	14,205	17,768
	都	34,486	4,069	4,965	5,680	3,225	5,954	1,479	4,284	4,830
	区	86,226	8,185	10,888	13,522	7,922	19,853	4,983	8,943	11,930
	市	9,614	1,340	1,310	1,477	1,338	1,886	277	978	1,008
千代田区		1,786	145	435	190	131	645	66	103	71
中央区		3,088	172	220	292	299	700	64	309	1,032
港区		3,594	425	424	429	446	466	427	480	497
新宿区		5,310	290	611	610	382	1,293	214	701	1,209
文京区		1,929	171	142	319	221	515	126	202	233
台東区		3,337	261	301	633	239	1,105	136	292	370
墨田区		4,840	533	572	1,269	320	1,125	193	490	338
江東区		3,636	400	326	559	306	876	225	243	701
品川区		4,336	535	771	628	358	545	341	556	602
目黒区		1,554	104	165	132	320	386	127	156	164
大田区		5,838	745	705	631	568	983	591	780	835
世田谷区		8,797	629	951	1,151	717	2,069	364	1,179	1,737
渋谷区		2,689	290	606	343	99	1,096	121	129	5
中野区		3,156	326	336	369	417	723	193	266	526
杉並区		4,101	389	653	713	464	751	189	255	687
豊島区		2,867	314	476	301	403	769	148	235	221
北区		3,481	396	470	557	302	641	222	381	512
荒川区		2,419	230	278	384	227	496	147	283	374
板橋区		3,428	173	253	757	272	876	250	343	504
練馬区		3,538	460	539	596	273	808	118	213	531
足立区		3,866	214	346	885	330	1,243	243	392	213
葛飾区		4,694	502	875	994	396	755	290	550	332
江戸川区		3,942	481	433	780	432	987	188	405	236
八王子市		4,573	677	704	851	589	1,020	168	385	179
町田市		5,041	663	606	626	749	866	109	593	829
西多摩		3,934	241	582	631	278	1,003	166	294	739
南多摩		2,384	212	288	406	205	452	122	337	362
多摩立川		7,568	909	1,122	1,003	661	1,316	260	1,153	1,144
多摩府中		11,175	1,390	1,576	2,180	815	1,808	352	1,435	1,619
多摩小平		7,538	1,178	1,248	1,290	568	1,148	488	873	745
大島		728	86	105	105	95	107	34	93	103
三宅		183	22	22	21	22	26	22	22	26
八丈		337	18	15	36	65	63	30	66	44
小笠原		83	13	7	8	8	16	5	11	15
市場		556	-	-	-	508	15	-	-	33

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その7)

		食器具容器包装おもちゃ				添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
		小計	包装器具製造業	食器販売容器	おもちゃ製造業				おもちゃ販売業
26年度	全都	8,327	149	5,175	196	2,807	19	8,012	163
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	157
	区	4,994	145	3,063	181	1,605	14	4,174	1
	市	923	-	503	9	411	-	726	5
27年度	全都	8,392	146	5,254	195	2,797	19	8,103	163
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	157
	区	5,059	142	3,142	180	1,595	14	4,265	1
	市	923	-	503	9	411	-	726	5
千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-	
中央区	368	35	288	-	45	7	138	-	
港区	103	-	67	-	36	-	416	-	
新宿区	192	-	123	3	66	-	15	-	
文京区	106	2	67	3	34	-	22	-	
台東区	224	16	118	44	46	-	84	-	
墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-	
江東区	163	1	89	1	72	-	219	-	
品川区	590	14	524	-	52	1	749	-	
目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-	
大田区	907	3	551	6	347	-	163	-	
世田谷区	463	-	303	-	160	-	213	-	
渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-	
中野区	104	7	37	-	60	-	99	-	
杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-	
豊島区	83	3	52	1	27	-	252	-	
北区	152	8	101	-	43	-	327	-	
荒川区	201	2	140	15	44	-	144	-	
板橋区	243	6	179	27	31	-	136	-	
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	317	9	84	9	215	-	283	-	
江戸川区	188	3	56	29	100	1	107	-	
八王子市	435	-	214	-	221	-	470	-	
町田市	488	-	289	9	190	-	256	5	
西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89	
南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2	
多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41	
多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5	
多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17	
大島	29	2	18	-	9	2	13	1	
三宅	26	-	16	-	10	-	22	-	
八丈	36	-	20	1	15	2	7	2	
小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-	
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	

(平成28年3月末現在)

	に(5) 再(規細食 掲定則品 す第衛 る十生 業七法 条施	生食用食肉取扱施設				
		飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販 売 業	給 食 施 設	
26 年 度	全都	78	73	2	3	-
	都	1	1	-	-	-
	区	77	72	2	3	-
	市	-	-	-	-	-
27 年 度	全都	105	100	2	3	-
	都	2	2	-	-	-
	区	103	98	2	3	-
	市	-	-	-	-	-
千代田区	7	7	-	-	-	
中央区	18	18	-	-	-	
港区	30	27	-	3	-	
新宿区	7	7	-	-	-	
文京区	2	2	-	-	-	
台東区	4	4	-	-	-	
墨田区	-	-	-	-	-	
江東区	1	1	-	-	-	
品川区	4	4	-	-	-	
目黒区	3	3	-	-	-	
大田区	1	1	-	-	-	
世田谷区	2	2	-	-	-	
渋谷区	10	10	-	-	-	
中野区	1	1	-	-	-	
杉並区	-	-	-	-	-	
豊島区	4	3	1	-	-	
北区	1	1	-	-	-	
荒川区	1	1	-	-	-	
板橋区	1	1	-	-	-	
練馬区	6	5	1	-	-	
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	-	-	-	-	-	
江戸川区	-	-	-	-	-	
八王子市	-	-	-	-	-	
町田市	-	-	-	-	-	
西多摩	-	-	-	-	-	
南多摩	-	-	-	-	-	
多摩立川	-	-	-	-	-	
多摩府中	1	1	-	-	-	
多摩小平	1	1	-	-	-	
大島	-	-	-	-	-	
三宅	-	-	-	-	-	
八丈	-	-	-	-	-	
小笠原	-	-	-	-	-	
市場	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（規定する営業に法 第五十二条） （総計）	食品衛生法	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	さく別牛乳処理業	乳製品製造業
26年度	全都	638,131	371,342	154,662	9,712	18,741	156	2,377	82	-	-	263
	都	342,181	183,741	31,975	2,425	4,621	21	524	67	-	-	165
	区	278,980	180,151	118,296	7,095	13,336	132	1,750	15	-	-	93
	市	16,970	7,450	4,391	192	784	3	103	-	-	-	5
27年度	全都	638,641	369,863	153,382	10,486	18,483	158	2,617	83	-	-	279
	都	344,091	184,786	32,313	2,574	4,549	30	541	64	-	-	165
	区	279,397	178,022	117,192	7,621	13,157	124	1,969	17	-	-	99
	市	15,153	7,055	3,877	291	777	4	107	2	-	-	15
千代田区		10,461	7,667	5,682	537	486	-	71	-	-	-	-
中央区		12,342	7,327	4,681	382	571	-	127	-	-	-	2
港区		19,617	14,664	11,155	1,523	335	5	73	-	-	-	11
新宿区		16,275	13,475	8,531	656	950	10	144	-	-	-	7
文京区		8,685	6,407	3,997	316	533	2	136	-	-	-	-
台東区		16,892	12,561	9,703	333	775	1	116	-	-	-	-
墨田区		7,093	4,911	3,337	106	457	1	41	-	-	-	3
江東区		11,992	8,466	5,480	488	576	6	156	-	-	-	12
品川区		5,385	2,523	1,693	194	141	1	9	-	-	-	2
目黒区		7,192	4,529	3,749	72	217	-	21	-	-	-	3
大田区		16,810	9,640	5,641	238	1,060	9	141	-	-	-	13
世田谷区		15,734	9,011	5,197	312	962	-	93	-	-	-	4
渋谷区		8,353	5,799	4,184	386	356	3	78	-	-	-	2
中野区		7,485	3,721	2,002	114	298	-	30	-	-	-	-
杉並区		16,127	7,567	4,546	215	737	2	77	-	-	-	1
豊島区		23,015	15,678	10,754	692	1,258	3	320	-	-	-	3
北区		10,525	6,745	4,397	131	493	9	62	-	-	-	12
荒川区		4,949	2,441	1,521	68	181	2	16	-	-	-	-
板橋区		10,312	4,661	2,812	116	440	24	30	-	-	-	3
練馬区		13,013	6,571	3,483	120	697	2	50	-	-	-	-
足立区		8,793	4,760	3,031	101	363	12	25	-	-	-	1
葛飾区		20,333	13,321	8,133	417	873	32	77	17	-	-	15
江戸川区		8,014	5,577	3,483	104	398	-	76	-	-	-	5
八王子市		4,791	3,025	1,715	138	269	3	21	-	-	-	12
町田市		10,362	4,030	2,162	153	508	1	86	2	-	-	3
西多摩		6,027	4,023	2,400	101	392	1	43	3	-	-	9
南多摩		12,649	3,258	1,801	143	389	-	50	-	-	-	1
多摩立川		17,581	10,201	6,360	320	1,039	-	144	8	-	-	18
多摩府中		26,739	14,239	8,798	494	1,365	15	203	-	-	-	11
多摩小平		15,382	5,429	3,231	143	560	2	34	-	-	-	-
大島		3,140	2,198	1,120	22	167	3	18	9	-	-	9
三宅		1,684	659	301	8	41	-	-	-	-	-	-
八丈		729	440	221	2	44	-	5	1	-	-	1
小笠原		1,145	444	214	2	48	-	32	-	-	-	-
市場		166,044	118,132	5,365	1,120	-	-	-	-	-	-	30
センター		85,564	18,465	2,345	-	504	9	12	43	-	-	86
芝浦食肉		7,407	7,298	157	219	-	-	-	-	-	-	-

(平成28年3月末現在)

	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製品	冷食品の蔵凍又は	照食品の放射線	
26年度	全都	-	19,418	8,290	21,121	427	125,953	2,406	468	1,104	-
	都	-	5,960	7,467	9,827	160	114,396	2,405	247	839	-
	区	-	12,804	809	10,767	235	11,020	-	196	242	-
	市	-	654	14	527	32	537	1	25	23	-
27年度	全都	-	18,368	7,723	20,137	415	127,722	2,371	492	1,162	-
	都	-	5,120	6,902	9,264	136	116,991	2,370	239	880	-
	区	-	12,539	803	10,373	260	10,235	-	240	263	-
	市	-	709	18	500	19	496	1	13	19	-
千代田区	-	428	3	201	4	173	-	6	-	-	
中央区	-	408	20	401	19	491	-	42	15	-	
港区	-	766	11	268	14	266	-	-	14	-	
新宿区	-	1,115	72	955	11	838	-	6	-	-	
文京区	-	512	33	369	9	402	-	8	3	-	
台東区	-	632	31	389	11	402	-	1	-	-	
墨田区	-	292	29	238	3	267	-	7	2	-	
江東区	-	447	117	501	10	452	-	11	17	-	
品川区	-	206	13	104	3	114	-	3	1	-	
目黒区	-	148	6	107	5	137	-	3	2	-	
大田区	-	847	55	649	21	659	-	11	60	-	
世田谷区	-	896	8	712	31	661	-	17	4	-	
渋谷区	-	303	6	212	2	198	-	20	-	-	
中野区	-	418	7	372	8	403	-	2	3	-	
杉並区	-	682	12	582	5	585	-	8	3	-	
豊島区	-	787	30	869	16	822	-	8	1	-	
北区	-	514	41	440	6	480	-	6	15	-	
荒川区	-	207	14	174	5	154	-	1	13	-	
板橋区	-	378	27	325	36	296	-	5	26	-	
練馬区	-	684	48	628	18	660	-	8	28	-	
足立区	-	357	100	341	4	329	-	1	-	-	
葛飾区	-	1,120	66	1,125	5	1,009	-	59	30	-	
江戸川区	-	392	54	411	14	437	-	7	26	-	
八王子市	-	310	8	189	1	211	1	12	18	-	
町田市	-	399	10	311	18	285	-	1	1	-	
西多摩	-	316	15	246	16	253	-	-	23	-	
南多摩	-	316	5	231	10	242	-	1	5	-	
多摩立川	-	766	66	602	11	570	-	4	20	-	
多摩府中	-	1,104	20	942	25	943	-	4	21	-	
多摩小平	-	507	13	367	6	322	-	4	5	-	
大島	-	234	1	176	5	211	9	58	14	-	
三宅	-	101	-	87	-	94	-	-	-	-	
八丈	-	34	2	33	-	37	-	2	3	-	
小笠原	-	47	-	48	-	47	-	-	1	-	
市場	-	1,630	-	789	-	105,825	2,145	145	499	-	
センター	-	-	95	5,621	63	8,447	216	21	239	-	
芝浦食肉	-	65	6,685	122	-	-	-	-	50	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数 (その2)

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ー ガ 造ト リ ニ ン 又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業
26 年度	全都	190	42	211	278	93	5	35	10	88	56
	都	110	29	199	193	23	2	21	3	36	30
	区	72	13	12	77	68	3	11	5	50	24
	市	8	-	-	8	2	-	3	2	2	2
27 年度	全都	192	39	306	266	59	8	45	18	121	66
	都	105	29	192	186	28	3	27	11	58	40
	区	75	10	114	78	27	5	18	4	60	26
	市	12	-	-	2	4	-	-	3	3	-
千代田区	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	1
中央区	-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-
港区	-	-	99	2	-	-	-	-	-	-	-
新宿区	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
文京区	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
台東区	4	-	-	9	-	-	1	-	1	-	-
墨田区	1	-	1	2	8	-	-	-	2	4	
江東区	-	-	2	12	-	-	4	-	6	3	
品川区	2	-	-	4	-	-	-	-	-	1	
目黒区	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大田区	4	-	4	10	2	-	-	-	16	1	
世田谷区	-	-	3	5	3	-	1	-	1	-	
渋谷区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	
中野区	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
杉並区	1	-	1	1	-	-	-	4	5	3	
豊島区	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	
北区	7	-	-	3	-	-	-	-	3	4	
荒川区	-	-	1	2	1	-	-	-	-	1	
板橋区	1	-	-	1	1	-	-	-	5	-	
練馬区	3	-	-	-	-	-	5	-	3	2	
足立区	-	-	-	1	-	-	-	-	2	2	
葛飾区	38	10	-	4	4	3	3	-	11	-	
江戸川区	8	-	1	-	6	2	1	-	5	-	
八王子市	9	-	-	2	2	-	-	-	3	-	
町田市	3	-	-	-	2	-	-	3	-	-	
西多摩	4	-	-	2	9	-	13	5	9	6	
南多摩	1	-	-	-	-	-	2	-	2	1	
多摩立川	15	9	-	3	-	-	4	-	-	-	
多摩府中	6	-	-	3	2	-	2	-	26	2	
多摩小平	7	-	-	5	-	-	-	-	3	-	
大島	3	-	37	6	7	-	-	1	-	7	
三宅	2	-	-	6	-	-	-	-	-	1	
八丈	3	-	4	2	-	-	2	3	-	6	
小笠原	3	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
市場	-	-	146	159	-	-	-	-	-	-	
センター 芝浦食肉	61	20	4	-	10	3	4	2	18	16	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成28年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食品製造業 （詰又詰は）	添加物製造業	（食品製造業に規定業） （縮条製造業） （総営業）	弁当等 （販売業）	行商	つけ物製造業	製菓 （造材業等）
26年度	全都	1,590	16	889	2,540	34	85	61,271		2,839	527	112
	都	543	9	309	1,102	13	20	30,967		107	234	52
	区	991	7	555	1,393	21	59	28,760		2,732	273	56
	市	56	0	25	45	0	6	1,544		0	20	4
27年度	全都	1,489	26	828	2,357	42	123	58,169	1,071	2,454	616	98
	都	535	20	255	1,102	19	38	27,909	104	104	300	38
	区	870	6	533	1,199	23	82	28,995	960	2,349	293	54
	市	84	-	40	56	-	3	1,265	7	1	23	6
千代田区	24	1	11	35	-	-	883	-	-	1	-	
中央区	39	-	15	86	-	19	2,062	321	428	3	-	
港区	34	-	7	76	3	2	2,543	287	1,285	12	-	
新宿区	45	-	35	95	-	-	1,557	-	30	17	-	
文京区	36	-	17	27	-	4	1,099	4	38	4	3	
台東区	37	-	24	81	2	8	1,272	17	67	13	1	
墨田区	41	3	17	44	-	5	707	1	41	13	1	
江東区	63	-	21	77	2	3	1,565	23	84	7	7	
品川区	11	-	14	7	-	-	547	67	76	-	1	
目黒区	20	-	17	16	-	4	362	-	2	1	-	
大田区	33	-	42	113	6	5	1,743	5	50	14	4	
世田谷区	39	1	36	20	1	4	1,236	1	18	14	3	
渋谷区	7	-	15	22	-	-	911	180	60	-	-	
中野区	30	-	10	21	-	-	643	8	-	1	-	
杉並区	36	-	20	41	-	-	1,234	9	17	5	4	
豊島区	43	-	38	26	-	-	2,500	13	102	3	-	
北区	42	-	16	59	1	4	1,142	2	1	13	-	
荒川区	36	-	15	27	2	-	416	-	3	8	1	
板橋区	51	-	31	43	1	9	1,095	19	2	21	7	
練馬区	42	-	31	58	-	1	1,426	-	24	46	-	
足立区	19	1	16	53	-	1	911	3	-	30	1	
葛飾区	101	-	68	84	4	13	2,191	-	20	43	18	
江戸川区	41	-	17	88	1	-	950	-	1	24	3	
八王子市	44	-	27	27	-	3	645	7	1	5	4	
町田市	40	-	13	29	-	-	620	-	-	18	2	
西多摩	35	1	36	64	5	16	944	2	2	55	9	
南多摩	18	-	7	32	1	-	646	2	1	10	1	
多摩立川	70	-	80	89	1	2	1,585	94	13	32	2	
多摩府中	89	6	55	99	2	2	2,544	2	47	32	6	
多摩小平	138	1	49	27	5	-	1,091	-	-	8	7	
大島	15	3	3	56	-	4	434	4	-	3	4	
三宅	-	-	-	18	-	-	145	-	-	-	-	
八丈	5	-	3	27	-	-	95	-	-	4	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	86	-	-	3	1	
市場	-	-	-	279	-	-	10,014	-	41	45	-	
センター	165	9	22	411	5	14	10,252	-	-	108	7	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数 (その3)

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工
26年度	全都	211	172	512	1,745	45,545	21	170	9,417	10,641	12,001
	都	94	57	224	1,495	26,087	16	161	2,440	6,607	8,261
	区	110	107	271	230	18,567	5	9	6,400	3,887	3,543
	市	7	8	17	20	891	-	-	577	147	197
27年度	全都	170	188	461	1,787	41,943	14	214	9,153	9,929	12,996
	都	84	56	150	1,501	22,910	5	199	2,458	6,509	9,568
	区	83	124	288	278	18,199	9	15	6,343	3,287	3,224
	市	3	8	23	8	834	-	-	352	133	204
千代田区	-	-	5	3	796	-	1	77	354	495	
中央区	8	3	4	97	997	5	1	195	283	226	
港区	3	2	16	5	690	1	2	240	95	73	
新宿区	-	5	15	8	1,179	-	1	302	411	135	
文京区	2	5	17	8	773	-	-	245	94	155	
台東区	4	5	17	8	1,004	-	5	131	187	83	
墨田区	2	9	19	9	426	-	-	186	120	97	
江東区	-	-	12	19	1,044	-	-	369	285	356	
品川区	-	1	2	2	250	-	-	148	88	106	
目黒区	8	2	7	-	198	2	-	142	121	110	
大田区	10	9	23	9	1,088	-	-	531	131	68	
世田谷区	-	6	8	5	1,099	-	-	82	141	49	
渋谷区	3	2	6	1	498	-	-	161	184	201	
中野区	-	3	5	1	461	-	-	164	53	69	
杉並区	1	7	8	8	807	-	1	367	71	77	
豊島区	1	21	9	18	2,119	-	-	214	146	200	
北区	4	4	10	8	681	-	-	419	70	43	
荒川区	1	6	4	-	246	-	-	147	60	102	
板橋区	1	3	21	5	613	-	-	403	61	186	
練馬区	4	4	13	6	774	-	2	553	98	134	
足立区	9	6	13	4	511	1	-	333	90	37	
葛飾区	12	15	37	20	1,423	-	2	601	65	140	
江戸川区	10	6	17	34	522	-	-	333	79	82	
八王子市	2	6	20	3	300	-	-	297	65	69	
町田市	1	2	3	5	534	-	-	55	68	135	
西多摩	22	25	11	12	516	-	-	290	50	108	
南多摩	1	1	7	1	431	-	1	190	40	76	
多摩立川	7	8	21	4	989	2	3	410	172	215	
多摩府中	10	12	51	54	1,540	-	-	790	238	505	
多摩小平	-	3	8	3	564	-	-	498	85	162	
大島	4	-	15	45	279	-	25	55	1	13	
三宅	4	-	3	25	108	-	-	5	-	14	
八丈	8	2	4	10	51	-	-	15	1	-	
小笠原	-	-	1	5	73	-	-	3	-	5	
市場	-	-	-	929	8,627	-	170	202	5,837	5,906	
センター	28	5	29	413	9,659	3	-	-	85	2,564	
芝浦食肉	-	-	-	-	73	-	-	-	-	-	

(平成28年3月末現在)

		（一定細食品衛生法施行 する第十六条に 総数営業規行）	食許可を要しない 品製造業	食許可を要しない 品販売業	製装器具・容器包 造・おもちゃ 販 売 業	添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業	（規定細食品衛生法施行 再する第七条に 掲業業行）
26 年度	全都	182,876	3,756	158,442	12,800	1	7,874	3	167
	都	112,605	840	98,330	7,913	-	5,519	3	-
	区	62,639	2,885	54,401	3,623	1	1,729	-	167
	市	7,632	31	5,711	1,264	-	626	-	-
27 年度	全都	187,684	4,064	163,532	12,555	2	7,530	1	147
	都	115,319	587	101,732	7,656	1	5,342	1	3
	区	65,869	3,460	56,954	3,743	1	1,711	-	144
	市	6,496	17	4,846	1,156	-	477	-	-
千代田区	1,062	337	720	5	-	-	-	-	3
中央区	2,444	33	2,397	13	1	-	-	-	21
港区	2,242	-	2,242	-	-	-	-	-	38
新宿区	697	20	652	24	-	1	-	-	17
文京区	930	29	862	30	-	9	-	-	4
台東区	2,789	176	2,444	123	-	46	-	-	7
墨田区	1,258	149	1,100	9	-	-	-	-	-
江東区	1,320	112	999	116	-	93	-	-	-
品川区	2,121	-	1,697	212	-	212	-	-	6
目黒区	2,070	1	1,998	36	-	35	-	-	6
大田区	5,228	86	4,884	251	-	7	-	-	2
世田谷区	5,297	48	4,670	389	-	190	-	-	-
渋谷区	1,258	528	730	-	-	-	-	-	8
中野区	2,999	1	2,997	1	-	-	-	-	4
杉並区	7,178	342	5,686	811	-	339	-	-	-
豊島区	4,491	69	4,197	58	-	167	-	-	8
北区	2,525	566	1,457	275	-	227	-	-	4
荒川区	1,930	56	1,640	165	-	69	-	-	2
板橋区	4,309	215	3,857	176	-	61	-	-	3
練馬区	4,784	185	4,475	124	-	-	-	-	11
足立区	2,995	396	2,121	345	-	133	-	-	-
葛飾区	4,616	105	3,858	546	-	107	-	-	-
江戸川区	1,326	6	1,271	34	-	15	-	-	-
八王子市	987	5	863	88	-	31	-	-	-
町田市	5,509	12	3,983	1,068	-	446	-	-	-
西多摩	902	58	794	25	-	25	-	-	-
南多摩	8,629	56	8,131	224	-	218	-	-	-
多摩立川	5,408	36	4,628	212	-	532	-	-	-
多摩府中	9,213	261	8,087	257	-	608	-	-	2
多摩小平	8,615	99	7,254	525	-	737	-	-	1
大島	494	12	482	-	-	-	-	-	-
三宅	866	-	866	-	-	-	-	-	-
八丈	193	5	168	19	-	-	1	-	-
小笠原	610	-	583	27	-	-	-	-	-
市場	26,155	-	24,724	1,431	-	-	-	-	-
センター	54,198	60	45,979	4,936	1	3,222	-	-	-
芝浦食肉	36	-	36	-	-	-	-	-	-

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

## 第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成27年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		3,606	3,025	581	1,998	1,727	271	1,608	1,298	310
	魚介類加工品		3,050	2,812	238	1,243	1,166	77	1,807	1,646	161
冷凍食品	無加熱摂取		933	293	640	465	226	239	468	67	401
	凍結前加熱済・加熱後摂取		461	364	97	241	210	31	220	154	66
	凍結前未加熱・加熱後摂取		1,259	313	946	339	195	144	920	118	802
	生食用冷凍鮮魚介類		68	-	68	10	-	10	58	-	58
肉・卵類及びその加工品			13,148	7,826	5,322	4,302	2,814	1,488	8,846	5,012	3,834
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		1,117	1,117	-	135	135	-	982	982	-
	乳製品		1,389	1,099	290	311	181	130	1,078	918	160
	乳類加工品		224	224	-	84	84	-	140	140	-
	アイスクリーム類・氷菓		351	335	16	301	299	2	50	36	14
農産物等	穀類及びその加工品		1,546	1,242	304	272	268	4	1,274	974	300
	野菜類・果物及びその加工品		15,153	6,685	8,468	3,291	2,238	1,053	11,862	4,447	7,415
菓 子 類			6,074	5,202	872	2,576	2,384	192	3,498	2,818	680
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		1,844	1,719	125	296	271	25	1,548	1,448	100
	酒精飲料		736	338	398	19	18	1	717	320	397
	氷雪		29	29	-	29	29	-	-	-	-
	水		269	267	2	264	263	1	5	4	1
その他 の食品	缶詰・びん詰		236	66	170	25	19	6	211	47	164
	調味料		2,323	1,467	856	914	617	297	1,409	850	559
	そうざい類及びその半製品		6,754	6,681	73	5,325	5,302	23	1,429	1,379	50
	上記以外の食品		4,335	3,577	758	2,241	2,134	107	2,094	1,443	651
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		11	11	-	-	-	-	11	11	-
	その他添加物		6	6	-	2	2	-	4	4	-
器具等	器具及び容器包装		346	272	74	-	-	-	346	272	74
	おもちゃ		24	10	14	-	-	-	24	10	14
合 計			65,292	44,980	20,312	24,683	20,582	4,101	40,609	24,398	16,211

### 第3 GLP

#### 1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が取去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP:Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

##### (1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

##### (2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

##### (3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

##### (3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成27年6月から平成28年2月まで

イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ30施設を対象に技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

#### 3 その他

食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価業務について、より一層の連携を図るため、健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科長を幹事会構成員にしたこと、平成28年度から係制が廃止されたことに伴い、「東京都の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理実施細目」及び「食品衛生検査施設等における検査等の業務管理責任者連絡協議会設置要綱」を一部改正した。

#### 2 検査の精度管理の実施結果(平成27年度)

##### (1) 内部点検

ア 実施期間 平成27年6月から平成28年2月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 34ヵ所

エ 実施結果

改善措置を要する施設は無かった。

##### (2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成27年4月から平成28年3月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、19施

### 第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成27年度計		3	39	6	4	32	15	51	26	95	271
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	1	-	3	1	-	5
食肉製品		2	5	4	2	23	9	10	14	51	120
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	2	-	-	1	-	5	-	1	9
マーガリン又は ショートニング		-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
添 加 物		1	32	-	2	7	6	31	11	43	133

## 第4節 輸入食品対策

### 第1 輸入食品対策実施結果

平成27年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約226万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63

年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成27年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 486検体 (2) 輸入食品の放射能検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 183軒 取去検体数 1,785検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物（2物質） メラミン、シアヌル酸 ○ 農薬（3物質） ペルメトリン（殺虫剤）、アズキシストロピン（殺菌剤）、トリアジメノール（殺菌剤） ○ 動物用医薬品（1物質） ヒドロコルチゾン
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を開催 ○ 開催日 平成27年11月4日 ○ 受講者数 469名 ○ 講習内容 1 「食品表示法の概要」 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課 渋谷 剛 2 「食の安全への取り組みについて」 テーブルマーク株式会社 品質管理部 検査チーム チームリーダー 永井 克治

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、平成27年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

平成27年4月から平成28年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について486検体105品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが214検体(44.0%)と最も多く、以下、北米82検体(16.9%)、中南米62検体

(12.8%)、大洋州57検体(11.7%)、欧州45検体(9.3%)、アフリカ18検体(3.7%)、中東8検体(1.6%)であった。

生産国の上位5か国は、中国(93検体)、アメリカ(80検体)、フィリピン(54検体)、ニュージーランド(35検体)、タイ(26検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、138種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

179検体(48品目)から41種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「メタラキシル及びメフェノキサムを0.04ppm検出したアンディーブ」等3検体(3品目)から基準を超える農薬を検出した。(表2-4-6)

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	164	32 アスパラガス(11)、アンディーブ(4)、インゲン(2)、エシヤロット(4)、エホバク(1)、エンダイブ(3)、オクラ(8)、カボチャ(16)、クワイ(1)、ゴボウ(4)、サトイモ(4)、シイタケ(4)、シヨウガ(8)、セロリ(2)、セロリアック(1)、タケノコ(1)、タマネギ(5)、チョコリ(1)、トウモロコシ(1)、トレビス(9)、ニンジン(9)、ネギ(2)、パプリカ(31)、ブロッコリー(7)、ペコロス(1)、ベビーコーン(8)、マコモダケ(2)、マツタケ(1)、未成熟エンドウ(6)、芽キャベツ(1) ラディッキオ(1)、リーキ(5)
	冷凍	57	24 アスパラガス(5)、インゲン(4)、エダマメ(5)、オクラ(2)、カボチャ(1)、カリフラワー(3)、ゴボウ(1)、サツマイモ(1)、サトイモ(6)、ズッキーニ(1)、ソラマメ(2)、ダイコン(2)、タケノコ(1)、チャマメ(2)、チンゲンサイ(1)、トウガン(1)、トウモロコシ(1)、ナノハナ(3)、ニンジン(1)、ピーマン(2)、ブロッコリー(5)、ハウレンソウ(4)、未成熟エンドウ(1)、芽キャベツ(2)
	計	221	
果実	生鮮	161	18 イチゴ(3)、オウトウ(1)、オレンジ(19)、キウイ(12)、グレープフルーツ(21)、ザクロ(3)、ドラゴンフルーツ(2)、パイナップル(16)、バナナ(34)、パパイヤ(6)、ブドウ(6)、ブラックベリー(1)、ブルーベリー(4)、マンゴー(12)、メロン(3)、ライム(1)、ラズベリー(2)、レモン(15)
	冷凍	45	11 イチゴ(8)、オウトウ(1)、パイナップル(2)、ビルベリー(1)、ブドウ(1)、ブラックベリー(1)、ブルーベリー(10)、マンゴー(11)、ミカン(1)、ライチ(5)、ラズベリー(4)
	乾燥	10	7 アプリコット(1)、イチゴ(1)、イチジク(4)、キウイ(1)、デーツ(1)、パイナップル(1)、パパイヤ(1)
	計	216	
穀類及びその加工品	8	5	アワ(1)、キヌア(1)、ハトムギ(1)、ヒエ(1)、麦芽(4)
豆類及びその加工品	10	6	インゲンマメ(1)、ウズラマメ(1)、ヒヨコマメ(1)、レッドレンティル(1)、レンズマメ(1)、豆類加工品(5)
その他	31	2	野菜加工品(13)、果実加工品(18)
合計	486	105	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
カーバメート系農薬 (12 種類)	殺虫剤 (10 種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1 種類)	クロルプロファム
	除草剤 (1 種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (55 種類)	殺菌剤 (27 種類)	アズキシストロビン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ビテルタノール、ピラクロストロビン、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホル、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メブロンル
	除草剤 (16 種類)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリブチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	殺虫剤 (11 種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピペロニルブトキシド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン
	植物成長調整剤 (1 種類)	パクロボトラゾール
ピレスロイド系農薬 (11 種類)	殺虫剤 (11 種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンプロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
有機リン系農薬 (34 種類)	殺虫剤 (29 種類)	E P N、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェントロチオン、フェンスルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン
	除草剤 (3 種類)	アニロホス、ピペロホス、ブタミホス
	殺菌剤 (2 種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
有機塩素系農薬 (3 種類)	殺菌剤 (1 種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (2 種類)	クロルデン、クロルベンジレート
その他の農薬 (22 種類)	殺菌剤 (4 種類)	ジクロシメット、ピロキロン、フェノキサニル、フルキンコナゾール
	除草剤 (8 種類)	シハロホップブチル、ジメテナミド、ターパシル、テルブトリン、ピコリナフェン、ピラフルフェンエチル、プロパジン、ペンフレセート
	殺虫剤 (5 種類)	エトキサゾール、エトフェンプロックス、ジクロフェンチオン、シラフルオフエン、フィプロニル
	防ばい剤 (3 種類)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
	植物成長調整剤 (1 種類)	ウニコナゾール P
	葉害軽減剤 (1 種類)	メフェンピルジエチル
その他 (1 種類)	その他 (1 種類)	臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
カーバ メート 系	カルバリル	オウトウ	1	0.02	10	おうとう
	ジエトフェンカルブ	野菜加工品	1	0.03	—	—
	チオジカルブ及びメソミル	インゲン	3	0.02-0.33	1.0	未成熟いんげん
		アスパラガス	2	0.01-0.03	2.0	アスパラガス
	ピリミカーブ	パプリカ	1	0.01	1.0	ピーマン
含窒素系	アセタミプリド	イチゴ	1	0.02	3	いちご
		オウトウ	1	0.03	5	おうとう
		オクラ	1	0.04	1	オクラ
		パプリカ	4	0.01-0.07	1	ピーマン
		ブドウ	1	0.14	5	ぶどう
		ブルーベリー	1	0.11	2	ブルーベリー
		未成熟エンドウ	2	0.14-0.26	2	未成熟えんどう
	アゾキシストロビン	イチゴ	2	0.04-0.09	10	いちご
		インゲン	2	0.01-0.11	3	未成熟インゲン
		エダマメ	2	0.02	5	えだまめ
		カボチャ	1	0.01	1	かぼちゃ
		チャマメ	1	0.02	5	えだまめ
		パプリカ	3	0.09-0.18	3	ピーマン
		ブドウ	1	0.02	10	ぶどう
		ブルーベリー	3	0.07-0.14	5	ブルーベリー
		マンゴー	4	0.02-0.61	1	マンゴー
		ラズベリー	2	0.03-0.06	5	ラズベリー
		レモン	4	0.01-0.52	10	レモン
	イミダクロプリド	インゲン	1	0.01	3	未成熟いんげん
		オウトウ	1	0.13	2	おうとう
		オクラ	3	0.02-0.05	0.7	オクラ
		カボチャ	5	0.01-0.08	1	かぼちゃ
		グレープフルーツ	1	0.03	0.7	グレープフルーツ
		チャマメ	2	0.04-0.06	3	えだまめ
		パパイヤ	1	0.03	0.7	パパイヤ
		パプリカ	7	0.02-0.14	3	ピーマン
		ハウレンソウ	1	0.03	15	ほうれんそう
		マンゴー	1	0.12	1	マンゴー
		メロン	1	0.02	0.4	メロン類果実
	クロチアニジン	ネギ	1	0.02	1	ねぎ
		バナナ	1	0.01	1	バナナ
		パプリカ	1	0.02	3	ピーマン
		ブドウ	1	0.05	5	ぶどう
	ジノテフラン	オクラ	1	0.02	2	オクラ
		パプリカ	5	0.10-0.27	3	ピーマン
	ジフェノコナゾール	ブドウ	1	0.02	4	ぶどう
		未成熟エンドウ	2	0.02	0.7	未成熟えんどう
	チアメトキサム	イチゴ	1	0.02	2	いちご
		サトイモ	1	0.02	0.3	さといも類
		ショウガ	1	0.02	0.01	しょうが
		ネギ	1	0.22	2	ネギ
		パプリカ	1	0.03	1	ピーマン
テトラコナゾール	イチゴ	1	0.02	2	いちご	
	パプリカ	6	0.01-0.27	1	ピーマン	
テブコナゾール	オウトウ	1	0.65	5	おうとう	
	パプリカ	1	0.41	1	ピーマン	
	ブドウ	3	0.01-0.03	10	ぶどう	
	未成熟エンドウ	1	0.01	0.5	未成熟えんどう	

\*平成 28 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	テブフェンピラド	パプリカ	2	0.01	0.5	ピーマン
	トリアジメノール	パイナップル	3	0.02-0.09	3	パイナップル
	ピペロニルブトキシド	イチゴ	1	0.23	8	いちご
		麦芽	2	0.02-0.23	24	その他の穀類
	ピラクロストロビン	イチゴ	1	0.05	2	いちご
		グレープフルーツ	11	0.02-0.05	2	グレープフルーツ
		ブドウ	2	0.01-0.07	3	ぶどう
		ブルーベリー	1	0.03	4	ブルーベリー
	ピリダベン	ラズベリー	2	0.02-0.03	3	ラズベリー
		パプリカ	4	0.02-0.12	3	ピーマン
	ピリプロキシフェン	オレンジ	3	0.01	0.5	オレンジ
		グレープフルーツ	5	0.01-0.04	0.5	グレープフルーツ
		パプリカ	2	0.02-0.03	3	ピーマン
	ピリメタニル	イチゴ	1	0.40	10	いちご
		オレンジ	3	0.02-1.5	10	オレンジ
		グレープフルーツ	2	0.25-0.90	10	グレープフルーツ
		未成熟エンドウ	2	0.02	0.3	未成熟えんどう
		ラズベリー	1	0.02	10	ラズベリー
	フェンブコナゾール	レモン	1	0.11	10	レモン
		グレープフルーツ	1	0.01	1	グレープフルーツ
	ブプロフェジン	オレンジ	1	0.01	2	オレンジ
		パパイヤ	1	0.01	0.9	パパイヤ
	フルジオキサニル	ブドウ	1	0.1	5	ぶどう
	プロビコナゾール	イチゴ	1	0.02	1	いちご
		セロリ	1	0.01	5	セロリ
	ボスカリド	イチゴ	3	0.01-0.18	15	いちご
		オウトウ	1	0.03	3	おうとう
		トレビス	2	0.01-0.03	40	その他のきく科野菜
		パプリカ	1	0.02	10	ピーマン
		ブドウ	4	0.04-0.12	10	ぶどう
		ブルーベリー	6	0.03-0.11	10	ブルーベリー
		ブロッコリー	1	0.01	5	ブロッコリー
芽キャベツ		1	0.01	5	芽キャベツ	
マイクロブタニル	ラズベリー	2	0.08-0.16	10	ラズベリー	
	イチゴ	3	0.06-0.10	1	いちご	
	カボチャ	2	0.02-0.04	1	かぼちゃ	
	ブドウ	1	0.01	1	ぶどう	
メタラキシル及び メフェノキサム	未成熟エンドウ	1	0.01	1	未成熟えんどう	
	アンディープ	1	0.04	0.01	チコリ	
ピレスロイド系農薬	シハロトリン	マンゴー	1	0.02	0.5	マンゴー
	シパルメトリン	グレープフルーツ	1	0.03	2.0	グレープフルーツ
	ビフェントリン	イチゴ	1	0.02	2	いちご
		バナナ	1	0.02	0.1	バナナ
		ブラックベリー	1	0.07	1	ブラックベリー
フェンプロバトリン	オレンジ	1	0.05	5	オレンジ	
含リン系	クロールピリホス	エダマメ	1	0.01	0.3	えだまめ
		オレンジ	7	0.02-0.19	1	オレンジ
		キヌア	1	0.01	0.75	その他の穀類
		グレープフルーツ	9	0.01-0.13	1	グレープフルーツ
		サトイモ	1	0.04	0.01	さといも類
		ネーブルオレンジ	3	0.02-0.11	1	オレンジ
		バナナ	14	0.01-0.05	3	バナナ
レモン	6	0.05-0.13	1	レモン		

\*平成 28 年 3 月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査結果 (その3)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含リン系	クロルピリホス	野菜加工品	1	0.01	-	—
	ジメトエート	オクラ	2	0.03-0.08	1	オクラ
		未成熟エンドウ	1	0.01	1	未成熟えんどう
		ライチ	1	0.06	0.5	その他の果実
	ピリミホスメチル	キヌア	1	0.02	0.2	その他の穀類
		麦芽	1	0.20	0.2	その他の穀類
		ポップコーン	1	0.02	1	とうもろこし
	マラチオン	イチゴ	2	0.03-0.23	1	いちご
		グレープフルーツ	1	0.01	7	グレープフルーツ
		ブルーベリー	1	0.03	10	ブルーベリー
メチダチオン	オレンジ	1	0.07	5	オレンジ	
その他の農薬	イマザリル	オレンジ	15	0.18-3.8	5.0	オレンジ
		果実加工品	1	0.02	-	—
		グレープフルーツ	15	0.17-2.3	5.0	グレープフルーツ
		バナナ	1	0.01	2.0	バナナ
		レモン	10	0.04-2.6	5.0	レモン
	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	7	0.14-1.8	10	グレープフルーツ
	チアベンダゾール	オレンジ	15	0.10-2.3	10	オレンジ
		果実加工品	1	0.01	-	—
		グレープフルーツ	9	0.02-1.1	10	グレープフルーツ
		レモン	7	0.01-1.3	10	レモン
その他	臭素	アワ	1	40	50	その他の穀類
		イチゴ	2	12-14	30	いちご
		イチジク	4	2-8	60	その他の果実
		オレンジ	3	1-2	30	オレンジ
		グレープフルーツ	1	1	30	グレープフルーツ
		デーツ	1	9	20	なつめやし
		豆類加工品	2	1	-	—
		パイナップル	1	1	20	パイナップル
		麦芽	4	4-5	50	その他の穀類
		バナナ	7	1-2	20	バナナ
		ヒエ	1	9	50	その他の穀類
		ブルーベリー	1	12	20	ブルーベリー
		レンズマメ	1	1	200	小豆類

\*平成 28 年 3 月時点

表2-4-5 農産物別検出農薬（その1）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
野菜 冷凍	アスパラガス	チリ	チオジカルブ及びメソミル	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	アスパラガス	ペルー	チオジカルブ及びメソミル	0.01	健康安全研究センター
穀物	アワ	インド	臭素	40	健康安全研究センター
野菜 生鮮	アンディーブ	ベルギー	メタラキシル及びメフェノキサム	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	テトラコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピフェントリン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピペロニルプロキシド	0.23	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.40	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	プロピコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.18	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	マラチオン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	マラチオン	0.23	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.06	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	臭素	12	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	臭素	14	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	アゾキシストロビン	0.09	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	イラン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	イラン	臭素	4	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	イラン	臭素	5	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	イラン	臭素	8	健康安全研究センター
野菜 生鮮	インゲン	オマーン	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	インゲン	オマーン	アゾキシストロビン	0.11	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.05	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	タイ	チオジカルブ及びメソミル	0.33	健康安全研究センター
野菜 冷凍	インゲン	タイ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	タイ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	タイ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	中国	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	イミダクロプリド	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	カルバリル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オウトウ	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	オウトウ	チリ	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	オウトウ	チリ	テブコナゾール	0.65	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	アセタミプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	中国	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジノテフラン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	クロルピリホス	0.19	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.70	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.93	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その2)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	フェンプロパトリン	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.96	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	2.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	3.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	3.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	3.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.10	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.34	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.47	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	1.9	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	2.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	2.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	2.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	メチダチオン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イマザリル	0.18	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イマザリル	0.79	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.30	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.69	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ピリメタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ピリメタニル	1.5	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ブプロフェジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	臭素	2	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	マイクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	マイクロブタニル	0.04	健康安全研究センター
穀物	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
穀物	キヌア	ペルー	ピリミホスメチル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.17	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.35	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.70	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.83	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.87	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.14	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.30	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.76	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.16	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.28	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.35	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.40	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.89	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	0.97	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	チアベンダゾール	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.56	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.66	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.81	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.0	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	1.7	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	2.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	クロルピリホス	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	シペルメトリン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.55	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.25	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.90	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	サトイモ	中国	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	サトイモ	中国	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セロリ	アメリカ	プロピコナゾール	0.01	市場衛生検査所
野菜 冷凍	チャマメ	台湾	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
野菜 冷凍	チャマメ	台湾	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 冷凍	チャマメ	台湾	イミダクロプリド	0.06	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	イラン	臭素	9	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トウモロコシ	アメリカ	ピリミホスメチル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.22	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメホン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
穀物	麦芽	イギリス	ピペロニルプトキシド	0.02	健康安全研究センター
穀物	麦芽	イギリス	臭素	4	健康安全研究センター
穀物	麦芽	ドイツ	臭素	4	健康安全研究センター
穀物	麦芽	ドイツ	臭素	5	健康安全研究センター
穀物	麦芽	フランス	ピリミホスメチル	0.20	健康安全研究センター
穀物	麦芽	フランス	ピペロニルプトキシド	0.23	健康安全研究センター
穀物	麦芽	フランス	臭素	4	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビフェントリン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	イマザリル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	ブプロフェジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	アゾキシストロピン	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	ピリミカルブ	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロピン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロピン	0.18	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.10	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.23	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.25	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.26	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.27	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.25	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.27	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テブコナゾール	0.41	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テブフェンピラド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テブフェンピラド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.12	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
穀物	ヒエ	中国	臭素	9	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	アセタミブリド	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	クロチアニジン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	フルジオキシニル	0.10	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブラックベリー	メキシコ	ビフェントリン	0.07	市場衛生検査所
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.14	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	チリ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	チリ	ボスカリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	チリ	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アセタミブリド	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	臭素	12	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ブロッコリー	エクアドル	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	中国	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	フィリピン	アゾキシストロビン	0.20	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.61	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	台湾	アゾキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	台湾	イミダクロプリド	0.12	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その6)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値	実施機関
果実 生鮮	マンゴー	台湾	シハロトリン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	アセタミプリド	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	アセタミプリド	0.26	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ジメトエート	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピリメタニル	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	芽キャベツ	ベルギー	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライチ	中国	ジメトエート	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	アゾキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.16	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.30	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.52	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.71	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.77	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	クロルピリホス	0.07	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	クロルピリホス	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.39	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.41	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.41	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.52	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	1.3	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	1.8	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	2.6	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.09	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	チアベンダゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	ピリメタニル	0.11	健康安全研究センター
豆類加工品	—	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類加工品	—	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
野菜加工品	—	イタリア	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
野菜加工品	—	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実加工品	—	オーストラリア	イマザリル	0.02	健康安全研究センター
果実加工品	—	オーストラリア	チアベンダゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜加工品	—	中国	ジエトフェンカルブ	0.03	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	生産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	アンディーブ	ベルギー	メタラキシル及びメフェノキサム 0.04	0.01 (一律基準)	健康安全研究センター
野菜 生鮮	サトイモ	中国	クロルピリホス 0.04	0.01 (基準値)	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	チアメトキサム 0.02	0.01 (一律基準)	健康安全研究センター

\*平成 28 年 3 月時点

### 第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成27年度の結果は以下のとおりである。

#### 1 検査対象食品

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査\*1

パパイヤ、米加工品（米粉、ビーフン等）、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンフラワー、コーンスープ等）

##### (2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査\*2

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照。

\*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品である米(63Bt、NNBt、CpTI)、とうもろこし(CBH351(スターリンク)、Bt10)及びパパイヤ(PRSV-YK、PRSV-SC)が含まれているかどうかを確認する検査。

\*2 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか(定性)、含まれている場合にはその含有量を確認(定量)し、表示が適正に行われているかを確認する検査。

#### 2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

#### 3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター及び市場衛生検査所

#### 4 検査機関

健康安全研究センター

#### 5 実施期間

平成27年4月から平成28年3月

#### 6 実施結果

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査(表2-4-7)

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計86検体

から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表 2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 <sup>*1</sup>
とうもろこし		15	15		
パパイヤ		8	8		
米加工品	米粉	11	11		
	ビーフン	3	3		
	その他の米加工品	9	8		1
とうもろこし加工品	スナック菓子	12	12		
	スイートコーン	8	8		
	コーンスープ	8	8		
	ポップコーン	5	5		
	その他とうもろこし加工品	7	6		1
合計		86	84	0	2

\*1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

## 第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	580	0	0					
魚介類加工品	238	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	640	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	97	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	946	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	68	0	0					
肉・卵類及び その加工品	5310	0	0					
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	—	—					
乳製品	290	0	0					
乳類加工品	0	—	—					
アイスクリーム類・ 氷菓	16	0	0					
穀類及び その加工品	300	1	0.33	はるさめ	中国	11条2項	二酸化硫黄 0.06g/kg 検出	答申書、 改善報告書徴収
野菜類・果物及び その加工品	8467	3	0.04	ショウガ	中国	11条3項	チアメトキサム 0.02ppm 検出	答申書徴収、 違反通報
菓子類	871	0	0					
清涼飲料水	117	1	0.85	飲料等	パキスタン	食品表示法 第5条	表示にない赤色40号、 安息香酸0.34g/kg 検出	違反通報
酒精飲料	398	0	0					
冰雪	0	—	—					
水	2	0	0					
缶詰・びん詰	165	2	1.21	塩漬	パキスタン	10条	指定外添加物検出	違反通報
調味料	853	1	0.12	調味料及び スープ	タイ	食品表示法 第5条	表示にないサッカリンナ トリウム0.017g/kg 検出	違反通報
そうざい類及び その半製品	72	0	0					
上記以外の食品	760	0	0					
添加物及び その製剤	0	—	—					
その他添加物	0	—	—					
器具及び容器包装	74	0	0					
おもちゃ	14	0	0					
合計	20278	8	0.04					

—:検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
缶詰・びん詰	塩漬	10 条	指定外添加物の使用	TBHQ(tert-ブチル・ヒド・ロキノン) 0.023g/kg 検出	新宿区	パキスタン
缶詰・びん詰	塩漬	11 条 2 項	添加物の過量使用	BHT(ジ・ブチル・ヒド・ロキノン) 0.22g/kg 検出	新宿区	パキスタン
缶詰・びん詰	野菜加工品	食品表示法 第 5 条	添加物表示なし	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム 0.33g/kg 検出	新宿区	タイ
缶詰・びん詰	酢漬	11 条 2 項	添加物の過量使用	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム 0.33g/kg 検出	新宿区	タイ
調味料	調味料及び スープ	食品表示法 第 5 条	添加物表示なし	サッカリンナトリウム 0.017g/kg 検出	新宿区	タイ
清涼飲料水	飲料等	食品表示法 第 5 条	添加物表示なし	赤色 40 号、安息香酸 0.34g/kg 検出	新宿区	パキスタン
穀類及びその加工品	穀類加工品	食品表示法 第 5 条	添加物表示なし	二酸化硫黄 0.06g/kg 検出	墨田区	中国
穀類及びその加工品	はるさめ	11 条 2 項	添加物の過量使用	二酸化硫黄 0.06g/kg 検出	墨田区	中国
野菜類・果物及び その加工品	シヨウガ	11 条 3 項	農薬の一律基準違反	チアマトキサム 0.02ppm 検出	健康安全研究 センター	中国
野菜類・果物及び その加工品	アンデイーブ	11 条 3 項	農薬の一律基準違反	メタラキシル及びメフエノキサム 0.04ppm 検出	健康安全研究 センター	ベルギー
野菜類・果物及び その加工品	サトイモ	11 条 2 項	成分規格違反	クロルピリホス 0.04ppm 検出	健康安全研究 センター	中国

## 第5節 食品中の放射性物質対策

### 第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

平成27年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間  
平成27年4月から平成28年3月まで
- 2 実施機関  
健康安全研究センター
- 3 検査機関  
健康安全研究センター、市場衛生検査所
- 4 実施対象施設  
デパート、スーパー等
- 5 検査対象食品  
生鮮食品、加工食品

### 6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

### 7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり。検査した。その結果、基準値を超える食品はなかった。  
1,220品目の食品について放射性物質検査を実施

表2-5-1 平成27年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100超え
野菜・果実及びその加工品	193	38	2	1			
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	201	21		2		2	
肉類・卵類及びその加工品	71	10					
水産物及びその加工品	240	0					
乳製品	116	10					
その他の加工品（複合食品等）	65	20					
牛乳類	144	0					
乳児用食品	40	0					
飲料水	50	1					
合計	1,120	100	2	3	0	2	0

## 第2 都内と畜牛肉の放射性物質検査

中央卸売市場と協力し、平成23年12月7日から、都立芝浦と場々と畜した牛について検査を開始し、同年12月23日から、全頭検査を実施した。平成27年度は計93,278頭について検査を実施した。その結果、基準値を超える放射性セシウムを検出したものはなかった。

### <参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(平成27年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	147	0
水産物	115	0
原乳	9	0
茶・茶飲料	5	0
合計	276	0

## 第6節 牛乳衛生

### 第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に6施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導班及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0) (平成27年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	39,659	23,991	-	7,940

### 第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成27年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-6-2のとおりである。また、検査については、表2-6-3及び表2-6-4のとおりである。

表2-6-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況 (平成28年3月末現在)

品目	牛乳	脱脂乳	アイスクリーム	発酵乳	乳酸菌飲料	乳飲料
承認数	4	2	0	0	2	2

表2-6-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分) (平成27年度)

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	205	1,802	0	86	869	0	119	933	0
生乳	30	450	0	30	450	0			
製品	牛乳	29	238	0	29	238	0		
	成分調整牛乳	1	5	0	1	5	0		
	低脂肪牛乳	3	21	0	3	21	0		
	加工乳								
	クリーム	1	4	0				1	4
	乳飲料	16	162	0				16	162
	アイスクリーム類								
	ナチュラルチーズ	6	90	0				6	90
	プロセスチーズ								
	バター								
	調製粉乳	3	30	0				3	30
	発酵乳	27	256	0				27	256
	乳酸菌飲料	4	38	0				4	38
	乳主原	9	104	0				9	104
	氷菓								
	清涼飲料水	11	136	0	11	136	0		
菓子類	9	122	0				9	122	
その他									
小計	119	1,206	0	44	400	0	75	806	
その他	容器包装	18	42	0	11	17	0	7	25
	その他	38	104	0	1	2	0	37	102
	小計	56	146	0	12	19	0	44	127

表 2-6-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 27 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	132	568	46	184	0	71	328	0	15	56	
生乳	2	8							2	8	
製品	牛乳	55	237	21	84	0	21	105	0	13	48
	成分調整牛乳	2	9	1	4	0	1	5	0		
	低脂肪牛乳	6	27	3	12	0	3	15	0		
	加工乳										
	クリーム	2	9	1	4	0	1	5	0		
	乳飲料	25	112	13	52	0	12	60	0		
	発酵乳	20	80				20	80	0		
	乳酸菌飲料	4	16				4	16	0		
	乳主原	3	12				3	12	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	13	58	7	28	0	6	30	0		
	菓子類										
	その他										
小計	130	560	46	184	0	71	328	0	13	48	
その他											

### 第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 27 年度の検査結果は、表 2-6-5 のとおりである。

表 2-6-5 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 27 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT※ <sup>1</sup>	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.004
	スルファジミジン※ <sup>2</sup>	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※<sup>1</sup> p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※<sup>2</sup> 簡易法にて実施

## 第7節 農畜水産食品衛生

### 第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成27年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、省令改正により平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48ヶ月齢を超える牛となった。この改正に伴い、都では同年7月1日以降、48ヶ月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が検査が必要と判断した牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊についても、伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施している。

[平成27年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 8月1日 実技試験 8月3日から8月5日まで
受験申込み者数	280名
合格者数	182名
合格率	66.9%
免許証交付数	209名

(条例制定以来平成27年度末までの免許証交付数21,118件)

### 第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成27年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

### 第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

平成27年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び平成 27 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 20 年度		303,939	92,570	-	2	211,311	-	56
平成 21 年度		274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 22 年度		269,252	94,763	-	8	174,470	-	11
平成 23 年度		254,226	89,164	-	16	165,032	-	14
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 26 年度		321,116	98,997	-	1	222,100	-	18
平成 27 年度		303,059	93,275	-	3	209,778	-	3
平成 27 年度と畜 場別内訳	芝 浦	303,056	93,275	-	3	209,778	-	-
	新 島	-	-	-	-	-	-	-
	八丈島	3	-	-	-	-	-	3



表 2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成 27 年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,842	166,489	5,105	5	1	301	265
築地	1,880	119,728	2,636	4	1	301	200
大田	611	30,884	1,131	0	0	0	2
足立	351	15,877	1,338	1	0	0	63

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	53,612	23,642	29,970	167	5,265	31	596	187
築地	27,116	10,226	16,890	62	2,130	29	408	127
大田	14,425	8,278	6,147	55	1,577	2	78	10
足立	12,071	5,138	6,933	50	1,558	0	110	50

\* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-7-4 検査対象品目別検査数

(平成 27 年度)

検査対象		総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査項目等	検査対象						
検 査 体 数		5,105	1,298	298	409	152	2,948
検 査 件 数		53,612	7,190	5,752	14,990	1,009	24,671
生物学的検査	細菌数	3,155	412	275	127	28	2,313
	大腸菌群	3,034	338	275	127	28	2,266
	大腸菌	3,061	412	275	90	28	2,256
	黄色ブドウ球菌	3,428	410	285	127	28	2,578
	腸炎ビブリオ	2,733	116	163	85	6	2,363
	その他ビブリオ	6,345	1,111	326	170	12	4,726
	サルモネラ	3,629	410	285	90	302	2,542
	セレウス菌	2,999	368	275	127	28	2,201
	腸管出血性大腸菌	396	180	54	144	18	0
	ノロウイルス	134	134	0	0	0	0
	抗菌性物質	0	0	0	0	0	0
	寄生虫・寄生虫卵	0	0	0	0	0	0
	T.T.C.テスト	0	0	0	0	0	0
	その他	1,056	291	0	0	0	756
小 計		29,970	4,182	2,213	1,087	478	22,010
理化学的検査	保存料	4,172	1,350	1,404	684	207	527
	殺菌料	99	0	99	0	0	0
	漂白剤	344	0	182	92	2	68
	着色料	2,947	0	1,400	750	276	521
	甘味料	930	300	312	146	46	126
	発色剤	27	0	25	0	0	2
	リン酸	56	0	0	55	0	1

	防カビ剤	203	0	0	195	0	8
	残留農薬	12,106	219	0	11,619	0	268
	P C B	144	144	0	0	0	0
重金属	水銀	478	475	0	0	0	3
	その他	252	0	0	252	0	0
	放射能	1,134	120	114	468	276	156
	硝酸・亜硝酸	72	0	0	72	0	0
	抗菌性物質	401	400	0	0	0	1
	その他	315	120	117	38	38	2
	小計	23,680	3,128	3,653	14,371	845	1,683

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (平成 27 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		5,105	1,298	298	409	152	2,948
	検査件数		53,612	7,310	5,866	15,458	1,285	23,693
	不良検体数		5	2	3	0	0	0
不利益処分件数	営業禁止		0	0	0	0	0	0
	販売禁止		1	0	1	0	0	0
	廃棄		0	0	0	0	0	0
	その他 数量(kg)		301	0	301	0	0	0
廃棄数量	命令に基づく廃棄		1	0	1	0	0	0
	命令廃棄数量(kg)		301	0	301	0	0	0
	任意廃棄		0	0	0	0	0	0
	任意廃棄数量(kg)		0	0	0	0	0	0
措置件数	注意・指導		259	15	10	4	0	230
	始末書		2	0	2	0	0	0
	返品		0	0	0	0	0	0
	違反通報等		4	1	3	0	0	0

#### 第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が328施設あり（うち、東京都が管轄するのは31施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約14.9万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

平成27年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成27年度）

処理羽数		149,033	
基準適合羽数		148,989	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	13	
	一部廃棄	31	
	小計	44	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	13
		一部廃棄	21
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	10
内臓全部廃棄		-	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成27年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	1	1	-	-	-
南多摩	-	-	6	-	-
多摩立川	6	6	17	1	2
多摩府中	12	18	38	5	10
多摩小平	10	13	16	-	-
島しょ	2	2	5	-	-
健康安全研究センター	(1)	(1)	-	(2)	-
東京都計	31	40	82	6	12
《参考》特別区計	294	-	419	32	42
《参考》八王子市	3	-	8	-	-
《参考》町田市	-	-	-	1	1

注 ( ) 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（平成27年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	105	68	15	78
検査項目数	457	1,360	120	234

## 第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

### 4 調査結果

#### (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-8-1)

#### イ 検査結果

総水銀については、合計440検体を調査した結果、最大値2.33ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、95検体について調査を行い、その結果は、最大値1.52ppm、最小値0.04ppmであった(表2-8-2)。平成27年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ4検体、コショウダイ1検体、ユメカサゴ6検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、スズキ2検体、クロムツ2検体、ユメカサゴ2検体であった。

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成27年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	123	372
	貝	15	48
	小計	138	420
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		138	440

〔参考〕 都が行っている自主規制措置(平成28年3月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成27年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	5	5	0.31	0.04	0.14	1	1	0.24	0.24	0.24	北海道、青森
2	アオハタ	3	3	0.24	0.06	0.17	0	0	—	—	—	長崎、鹿児島
3	アオリイカ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	千葉
4	アカアマダイ	4	4	0.38	0.14	0.21	1	1	0.29	0.29	0.29	秋田、山口、長崎
5	アカカマス	6	6	0.28	0.02	0.15	0	0	—	—	—	千葉、神奈川、富山、熊本、長崎
6	アカガレイ	2	2	0.14	0.13	0.14	0	0	—	—	—	北海道
7	アカシタビラメ	3	3	0.06	0.01	0.03	0	0	—	—	—	大阪、熊本、愛媛
8	アカハタ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	東京
9	アカムツ	1	1	0.24	0.24	0.24	0	0	—	—	—	韓国
10	アトランティックサーモン	2	2	0.04	0.01	0.03	0	0	—	—	—	ノルウェー
11	アブラツノザメ	1	1	0.57	0.57	0.57	1	1	0.34	0.34	0.34	青森
12	アンコウ	2	2	0.13	0.05	0.09	0	0	—	—	—	山形、中国
13	イイダコ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	佐賀
14	イサキ	7	7	0.27	0.09	0.16	0	0	—	—	—	東京、山口、愛媛、長崎、鹿児島
15	イシガレイ	2	2	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	青森、宮城
16	イシダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	長崎
17	イズカサゴ	2	2	0.17	0.09	0.13	0	0	—	—	—	長崎
18	イトヨリダイ	4	4	0.18	0.08	0.13	0	0	—	—	—	宮城、長崎
19	イボダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	神奈川
20	イワクジラ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	北西太平洋
21	ウシエビ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	インドネシア
22	ウスメバル	3	3	0.21	0.10	0.14	0	0	—	—	—	北海道、青森、秋田
23	ウマヅラハギ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	青森、富山
24	ウメイロ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	長崎
25	エゾイソアイナメ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	青森
26	オキメダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	ニュージーランド
27	カサゴ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	鹿児島
28	カツオ	3	3	0.24	0.17	0.22	0	0	—	—	—	宮城、千葉
29	カラスガレイ	2	2	0.10	0.07	0.09	0	0	—	—	—	ロシア
30	カワハギ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	大分
31	カンパチ	4	4	0.14	0.12	0.13	0	0	—	—	—	三重、香川、鹿児島
32	キス	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	千葉
33	キダイ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	福岡
34	キチジ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
35	キチヌ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	鹿児島
35	キハダマグロ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	宮城
36	キビナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	熊本
37	ギンダラ	3	3	0.55	0.17	0.33	1	1	0.51	0.51	0.51	アメリカ、カナダ
38	キンメダイ	9	9	1.42	0.52	0.79	9	9	0.62	0.17	0.43	千葉、東京、静岡、ニュージーランド
39	クロソイ	3	3	0.44	0.05	0.31	2	2	0.29	0.21	0.25	北海道、青森県
40	クロダイ	6	6	0.28	0.13	0.19	0	0	—	—	—	千葉、石川、三重、大阪、香川、愛媛
41	クロマグロ	3	3	0.69	0.41	0.57	3	3	0.45	0.13	0.28	青森、宮城、熊本
42	クロムツ	27	27	0.98	0.09	0.35	13	13	0.65	0.04	0.31	三重、長崎、鹿児島
43	ケンサキイカ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	島根、福岡
44	コウイカ	2	2	0.06	0.02	0.04	0	0	—	—	—	兵庫、長崎
45	コショウダイ	2	2	0.58	0.09	0.34	1	1	0.35	0.35	0.35	三重、鹿児島
46	コノシロ	4	4	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉、大阪、愛知
47	ゴマサバ	4	4	0.28	0.16	0.22	0	0	—	—	—	岩手、千葉、神奈川、静岡
48	サーモントラウト	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	チリ
49	サクラエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	台湾
50	サバ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	ノルウェー
51	サワラ	8	8	0.09	0.02	0.04	0	0	—	—	—	岩手、千葉、石川、山口、韓国、中国
52	サンマ	3	3	0.06	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道、岩手
53	シイラ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	神奈川
54	シバエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	愛知
55	シマアジ	5	5	0.38	0.18	0.29	2	2	0.23	0.20	0.22	三重、愛媛、大分、長崎
56	シラウオ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	中国
57	シロギス	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	千葉、兵庫
58	シログチ	2	2	0.05	0.02	0.04	0	0	—	—	—	千葉、兵庫

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成 27 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
59	シロサバフグ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	中国
60	スケトウダラ	2	2	0.11	0.04	0.08	0	0	—	—	—	北海道、青森
61	スズキ	25	25	0.50	0.06	0.19	15	15	0.35	0.06	0.17	千葉、東京、大阪、兵庫、愛媛
62	スルメイカ	4	4	0.05	0.02	0.04	0	0	—	—	—	北海道、青森、山形、三重
63	タカベ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	東京
64	タチウオ	5	5	0.55	0.08	0.30	3	3	0.29	0.23	0.26	愛媛、鹿児島、ニュージーランド、パキスタン
65	チダイ	4	4	0.23	0.09	0.14	0	0	—	—	—	山形、愛媛、鹿児島
66	トビウオ	2	2	0.06	0.05	0.06	0	0	—	—	—	岩手、三重
67	ナガスクジラ	1	1	0.29	0.29	0.29	0	0	—	—	—	アイスランド
68	ニジカジカ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	北海道
69	ニシン	2	2	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
70	ニベ	2	2	0.36	0.16	0.26	1	1	0.21	0.21	0.21	熊本、鹿児島
71	ハタハタ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
72	ハチジョウアカムツ	1	1	0.29	0.29	0.29	0	0	—	—	—	東京
73	バナメイエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	マレーシア
74	ババガレイ	2	2	0.16	0.05	0.11	0	0	—	—	—	北海道、青森
75	ハマダイ	3	3	0.17	0.11	0.14	0	0	—	—	—	東京、鹿児島
76	ハモ	5	5	0.46	0.09	0.20	1	1	0.28	0.28	0.28	山口、愛媛、熊本、中国、
77	ヒラスズキ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	鹿児島
78	ヒラマサ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	長崎
79	ヒラメ	6	6	0.12	0.05	0.07	0	0	—	—	—	北海道、茨城、韓国
80	ブリ	9	9	0.36	0.03	0.17	1	1	0.06	0.06	0.06	青森、千葉、福井、三重、香川、長崎
81	ヘダイ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	鹿児島
82	ホウボウ	2	2	0.29	0.06	0.18	0	0	—	—	—	山口、愛媛
83	ホッケ	2	2	0.07	0.03	0.05	0	0	—	—	—	北海道
84	ホッコクアカエビ	2	2	0.08	0.05	0.07	0	0	—	—	—	北海道
85	ボラ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	大阪、兵庫
86	マアジ	9	9	0.14	0.01	0.05	0	0	—	—	—	神奈川、石川、兵庫、鳥取、長崎、宮崎
87	マアナゴ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	韓国
88	マイワシ	7	7	0.03	0.01	0.02	0	0	—	—	—	北海道、千葉、石川、大阪、鳥取
89	マカジキ	2	2	1.19	1.06	1.13	2	2	0.70	0.64	0.67	北海道、千葉
90	マガレイ	2	2	0.06	0.04	0.05	0	0	—	—	—	北海道、宮城
91	マコガレイ	4	2	0.07	ND	0.05	0	0	—	—	—	青森、岩手、千葉
92	マゴチ	3	3	0.16	0.06	0.11	0	0	—	—	—	千葉、神奈川
93	マサバ	9	9	0.34	0.07	0.18	2	2	0.12	0.11	0.12	宮城、千葉、神奈川、富山、三重、大分
94	マダイ	8	8	0.57	0.13	0.32	3	3	0.29	0.17	0.23	三重、高知、愛媛、長崎
95	マダラ	2	2	0.31	0.18	0.25	1	1	0.28	0.28	0.28	北海道、青森
96	マトウダイ	3	3	0.20	0.04	0.14	0	0	—	—	—	茨城、鳥取、鹿児島
97	マナマコ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
98	マホヤ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	岩手
99	マルアジ	1	1	0.18	0.18	0.18	0	0	—	—	—	大分
100	ミズダコ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
101	ミナミマグロ	2	2	1.87	0.90	1.39	2	2	0.85	0.52	0.69	南アフリカ共和国
102	ムツ	6	6	0.40	0.19	0.25	6	6	0.33	0.11	0.19	静岡
103	メカジキ	3	3	2.33	1.48	1.80	3	3	1.52	0.61	1.06	岩手、オーストラリア
104	メジナ	2	2	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	千葉
105	メダイ	4	4	0.43	0.15	0.25	1	1	0.25	0.25	0.25	東京、長崎
106	メバチマグロ	4	4	0.87	0.49	0.72	4	4	0.59	0.18	0.37	宮城、太平洋、オーストラリア、西経南
107	メバル	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	青森
108	メルルーサ	2	2	0.45	0.32	0.39	2	2	0.36	0.27	0.32	ニュージーランド
109	メロ	1	1	0.25	0.25	0.25	0	0	—	—	—	アルゼンチン
110	モンゴウイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	イラン
111	ヤリイカ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	京都、鳥取
112	ユメカサゴ	20	20	0.64	0.20	0.40	14	14	0.58	0.11	0.34	長崎
113	ヨロイイタチウオ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	—	—	—	長崎
114	ワニゴチ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	兵庫
小計		361	353				95	95				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成27年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	3	2	0.02	ND	0.02	0	0	—	—	—	中国
2	アサリ	6	3	0.04	ND	0.02	0	0	—	—	—	静岡、愛知、熊本、中国
3	イソシジミ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	大分県
4	イワガキ	3	2	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	岩手、京都、島根
5	ウチムラサキ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
6	ウバガイ	5	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	北海道
7	エゾバイ	2	2	0.08	0.06	0.07	0	0	—	—	—	北海道、アイルランド
8	タイラギ	3	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
9	ナミガイ	4	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	愛知
10	ハマグリ	4	2	0.02	ND	0.02	0	0	—	—	—	千葉、中国
11	ホタテガイ	5	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城
12	ホンビノスガイ	3	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	千葉
13	マガキ	6	3	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、岩手、三重、兵庫、広島
14	マテガイ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	山口
15	ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	青森
小計		48	16				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.14	0.09	0.12	0	0	—	—	—	静岡、愛知
2	イワナ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	宮城
3	ギンザケ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	チリ
4	コイ	2	2	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	群馬
5	サケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
6	スジエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	中国
7	ニジマス	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	宮城
8	ヤマメ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	宮城
9	ワカサギ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	青森
小計		11	10				0	0				
魚介類加工品		20	19	0.10	0.02	0.05	0	0				
総計		440	398				95	95				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB検査結果

(平成27年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)				
				最大	最小	平均		
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	84	20	0.11	ND	0.02	
	内海内湾魚介類	3.0	220	68	0.19	ND	0.03	
	小計	—	304	88				
牛乳	0.1	8	0	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	0	ND	ND	—
	豚肉		5	0	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	0	ND	ND	—
	小計		—	25	0	0		
卵類	0.2	16	0	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	20	3	3	0.02	ND	0.02	
その他	魚介類加工品等	—	59	6	6	0.05	ND	0.04
	食用油脂類	—	14	0	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	8	0	0	ND	ND	—
合計	—	464	97	97				

注1：NDは、検出限界値（0.01ppm）未満のもの

注2：平均値は、検出した検体の平均値

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(平成 27 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アカガレイ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
2		アカシタビラメ	2	0	ND	ND	-	愛媛、熊本
3		アトランティックサーモン	1	1	0.01	0.01	0.01	ノルウェー
4		アブラツノザメ	1	1	0.02	0.02	0.02	青森
5		アンコウ	2	0	ND	ND	-	山形、兵庫
6		イシガレイ	2	0	ND	ND	-	青森、宮城
7		イワシクジラ	1	0	ND	ND	-	北西太平洋
8		カツオ	3	0	ND	ND	-	宮城、千葉
9		カミナリイカ	1	0	ND	ND	-	イラン
10		カラスカレイ	2	2	0.03	0.02	0.02	ロシア
11		キチジ	1	0	ND	ND	-	北海道
12		キハダ	1	0	ND	ND	-	宮城
13		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	チリ
14	0.5	ギンダラ	3	3	0.08	0.01	0.04	アメリカ、カナダ
15	ppm	クロマグロ	3	1	0.11	ND	0.11	青森、宮城、熊本
16		ゴマサバ	3	1	0.05	ND	0.05	岩手、神奈川、静岡
17		サケ	1	0	ND	ND	-	北海道
18		サバ	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
19	遠洋	サンマ	3	0	ND	ND	-	北海道、岩手
20	沖合産	シイラ	1	0	ND	ND	-	神奈川
21	魚介類	スケトウダラ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
22		スルメイカ	4	0	ND	ND	-	北海道、青森、山形、三重
23		トビウオ	2	0	ND	ND	-	岩手、三重
24		ナガスクジラ	1	0	ND	ND	-	アイスランド
25		ニシン	2	1	0.01	ND	0.01	北海道
26		ニベ	2	1	0.01	ND	0.01	熊本、鹿児島
27		ハタハタ	1	0	ND	ND	-	北海道
28		ババガレイ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
29		ヒラメ	4	0	ND	ND	-	北海道、茨城、韓国
30		ホッケ	2	0	ND	ND	-	北海道
31		マイワシ	3	0	ND	ND	-	北海道、千葉
32		マカジキ	2	1	0.02	ND	0.02	宮城、千葉
33		マガレイ	2	0	ND	ND	-	北海道、宮城
34		マコガレイ	3	1	0.01	ND	0.01	青森、岩手、千葉
35		マサバ	5	2	0.02	ND	0.01	宮城、千葉、富山、三重、大分
36		マダラ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
37		ミナミマグロ	2	0	ND	ND	-	南アフリカ共和国、インド洋
38		メカジキ	3	2	0.07	ND	0.06	岩手、オーストラリア
39		メバチ	4	2	0.03	ND	0.02	宮城、オーストラリア、太平洋、西経南
40		メルルーサ	2	0	ND	ND	-	ニュージーランド
小計			84	20				

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その2)

(平成27年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アイナメ	4	0	ND	ND	-	北海道、青森
2		アオハタ	2	0	ND	ND	-	長崎、鹿児島
3		アオリイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉
4		アカアマダイ	4	0	ND	ND	-	秋田、山口、長崎
5		アカガイ	3	0	ND	ND	-	中国
6		アカカマス	6	5	0.10	ND	0.04	千葉、神奈川、富山、長崎、熊本
7	3 ppm	アカハタ	1	0	ND	ND	-	東京
8		アカムツ	1	1	0.02	0.02	0.02	韓国
9		アサリ	4	0	ND	ND	-	愛媛、中国
10		アユ	1	0	ND	ND	-	静岡
11		イダコ	1	0	ND	ND	-	佐賀
12		イサキ	5	0	ND	ND	-	山口、愛媛、長崎、鹿児島
13		イシダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
14		イズカサゴ	2	0	ND	ND	-	長崎
15		イソシジミ	1	0	ND	ND	-	大分
16		イトヨリダイ	4	0	ND	ND	-	長崎、宮崎
17	内海 内湾 産魚 介類	イボダイ	1	1	0.02	0.02	0.02	神奈川
18		イワガキ	1	1	0.02	0.02	0.02	京都
19		ウシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア
20		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森、秋田
21		ウバガイ	5	1	0.01	ND	0.01	北海道
22		ウマヅラハギ	2	0	ND	ND	-	青森、富山
23		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	長崎
24		エゾアイナメ	1	0	ND	ND	-	青森
25		エゾバイ	2	0	ND	ND	-	北海道、アイルランド
26		オキメダイ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
27		カサゴ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
28		カンパチ	2	0	ND	ND	-	香川、鹿児島
29		キダイ	1	0	ND	ND	-	福岡
30		キチヌ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
31		キビナゴ	1	0	ND	ND	-	熊本
32		キンメダイ	8	6	0.03	ND	0.01	千葉、東京、静岡、ニュージーランド
33		クロソイ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
34		クロダイ	4	4	0.10	0.01	0.04	千葉、石川、香川、愛媛
35		クロムツ	6	0	ND	ND	-	三重、長崎、鹿児島
36		ケンサキイカ	2	0	ND	ND	-	島根、福岡
37		コイ	2	0	ND	ND	-	群馬県
38		コウイカ	2	1	0.05	ND	0.05	兵庫、長崎
39		コショウダイ	2	0	ND	ND	-	三重、鹿児島
40		コノシロ	2	1	0.19	ND	0.19	千葉、大阪
41		サーモントラウト	1	0	ND	ND	-	チリ
42		サクラエビ	1	0	ND	ND	-	台湾
43		サワラ	8	7	0.04	ND	0.01	岩手、千葉、石川、山口、韓国、中国
44		シバエビ	1	0	ND	ND	-	愛知
45	シマアジ	2	2	0.02	0.01	0.01	大分、長崎	
46	シラウオ	1	0	ND	ND	-	中国	
47	シロギス	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉	
48	シログチ	1	1	0.02	0.02	0.02	兵庫	
49	シロサバフグ	1	0	ND	ND	-	中国	
50	スズキ	22	18	0.15	ND	0.07	千葉、東京、兵庫、大阪、愛媛	
51	タイラギ	3	0	ND	ND	-	愛知	
52	タカベ	1	0	ND	ND	-	東京	

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(平成 27 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
53		タチウオ	5	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島、ニュージーランド、パキスタン
54		チダイ	3	0	ND	ND	-	山形、鹿児島
55		ナミガイ	3	0	ND	ND	-	愛知
56		ニジカジカ	1	0	ND	ND	-	北海道
57		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	-	東京
58		バナメイエビ	1	0	ND	ND	-	マレーシア
59		ハマグリ	3	0	ND	ND	-	千葉、中国
60		ハマダイ	2	0	ND	ND	-	東京、鹿児島
61		ハモ	5	3	0.02	ND	0.01	山口、愛媛、熊本、中国
62		ヒラスズキ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
63		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	長崎
64		ブリ	7	4	0.04	ND	0.02	青森、千葉、福井、三重、香川、長崎
65		ヘダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
66	3	ホウボウ	2	0	ND	ND	-	山口、愛媛
67	ppm	ホタテガイ	2	0	ND	ND	-	北海道、岩手県
68		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
69		ボラ	1	1	0.05	0.05	0.05	大阪
70		ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	-	千葉
71		マアジ	6	0	ND	ND	-	神奈川、石川、兵庫、鳥取、長崎、宮崎
72		マアナゴ	1	0	ND	ND	-	韓国
73		マイワシ	1	0	ND	ND	-	千葉
74		マゴチ	2	2	0.02	0.02	0.02	千葉
75	内海内湾産魚介類	マダイ	6	0	ND	ND	-	三重、愛媛、高知、長崎
76		マテガイ	1	0	ND	ND	-	山口
77		マトウダイ	3	0	ND	ND	-	茨城、鳥取、鹿児島
78		マホヤ	1	0	ND	ND	-	岩手
79		マルアジ	1	1	0.03	0.03	0.03	大分
80		ミズダコ	1	0	ND	ND	-	北海道
81		ムツ	6	5	0.01	ND	0.01	静岡
82		メジナ	1	0	ND	ND	-	千葉
83		メダイ	4	0	ND	ND	-	東京、長崎
84		メバル	1	0	ND	ND	-	青森
85		メロ	1	0	ND	ND	-	アルゼンチン
86		ヤリイカ	2	1	0.02	ND	0.02	京都、鳥取
87		ワカサギ	1	0	ND	ND	-	青森
88		ワニゴチ	1	0	ND	ND	-	兵庫
小計			220	68				
魚介類計			304	88				
食品等			160	9				
総計			464	97				

注 1 NDは検出限界値 (0.01ppm) 未満

注 2 平均値は、検出した検体の平均値

### 第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

#### 1 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

#### 3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

#### 4 調査結果

TBTOについては、131魚種220検体を調査した結果、最大値0.01ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.96ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の検査結果

(平成27年度)

物質名		検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)		
				最大	最小	平均
TPT		180	26	0.03	ND	0.02
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	10	0.004	ND	0.002
	Cis-クロルデン	40	26	0.006	ND	0.002
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	-
	Trans-ノクロル	40	25	0.009	ND	0.003
	Cis-ノクロル	40	9	0.002	ND	0.002
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	-
	デイルドリソリン	40	2	0.001	ND	0.001
	エンドリン	40	0	ND	ND	-
その他農薬		16	0	ND	ND	-

注1 NDは、検出限界値未満のもの  
 TPT・その他の農薬：0.01ppm  
 クロルデン類・ドリソリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成27年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アトランティックサーモン	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
2		イサキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
3		カワハギ	2	0	ND	ND	-	大分、宮崎
4		カンパチ	5	0	ND	ND	-	三重、香川、愛媛、鹿児島
5		キングサーモン	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
6		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	チリ
7		シマアジ	5	0	ND	ND	-	静岡、三重、愛媛
8		スズキ	2	0	ND	ND	-	愛媛
9		タイセイヨウサケ	2	0	ND	ND	-	ノルウェー、オーストラリア
10		ニジマス	1	0	ND	ND	-	静岡
11		ヒラメ	3	0	ND	ND	-	韓国
12		ブリ	4	0	ND	ND	-	三重、愛媛、長崎、鹿児島
13		マサバ	2	0	ND	ND	-	大分
14		マスノスケ	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
15		マダイ	6	0	ND	ND	-	静岡、三重、愛媛、熊本
16		マハタ	2	0	ND	ND	-	愛媛
17		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
小計			40	0				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	2	0	ND	ND	-	中国、ロシア
2		イワガキ	3	0	ND	ND	-	岩手、京都、島根
3		ウシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア、ミャンマー
4		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
5		クルマエビ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
6		クロアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
7		トコブシ	1	0	ND	ND	-	台湾
8		バナメイ	2	0	ND	ND	-	ベトナム、マレーシア
9		ハマグリ	1	0	ND	ND	-	中国
10		ビクトリアアワビ	1	0	ND	ND	-	オーストラリア
11		ホタテガイ	5	0	ND	ND	-	宮城、北海
12		マガキ	8	1	0.01	ND	0.01	兵庫、岩手
13		ムラサキガイ	2	0	ND	ND	-	宮城
14		天使のエビ	2	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
小計			32	1				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	2	0	ND	ND	-	北海道、岩手
2		アカアマダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
3		アカカマス	3	0	ND	ND	-	千葉、神奈川
4		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
5		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	-	大阪
6		アサリ	4	0	ND	ND	-	千葉、静岡、熊本
7		イイダコ	1	0	ND	ND	-	佐賀
8		イサキ	1	0	ND	ND	-	大分
9		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
10		イボダイ	1	0	ND	ND	-	神奈川
11		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	新潟
12		ウチムラサキ	2	0	ND	ND	-	愛知
13		ウバガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
14		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	-	三重
15		エッチュウバイ	1	0	ND	ND	-	山口
16		カタクチイワシ	1	0	ND	ND	-	愛知
17		キス	1	0	ND	ND	-	千葉
18		キンメダイ	2	0	ND	ND	-	神奈川、静岡
19		クロソイ	1	0	ND	ND	-	北海道
20		クロダイ	2	0	ND	ND	-	大阪、香川
21		クロムツ	1	0	ND	ND	-	三重
22		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	福岡
23		コノシロ	2	0	ND	ND	-	千葉、愛知
24		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	千葉
25		サクラマス	1	0	ND	ND	-	青森
26		サザエ	1	0	ND	ND	-	長崎
27		サヨリ	1	0	ND	ND	-	千葉
28		サワラ	2	0	ND	ND	-	宮城、三重
29		シバエビ	1	0	ND	ND	-	山口
30		シラウオ	1	0	ND	ND	-	茨城

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成27年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
31		シロギス	2	0	ND	ND	-	千葉、兵庫
32		シログチ	1	0	ND	ND	-	千葉
33		スジエビ	1	0	ND	ND	-	中国
34		スズキ	19	1	0.01	ND	0.01	千葉、東京、大阪
35		タイラギ	1	0	ND	ND	-	愛知
36		タチウオ	2	0	ND	ND	-	徳島、鹿児島
37		チダイ	1	0	ND	ND	-	千葉
38		ナミガイ	2	0	ND	ND	-	愛知
39		バナナエビ	1	0	ND	ND	-	スリランカ
40		ハマグリ	1	0	ND	ND	-	千葉
41		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
42		ヒラスズキ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
43		ブリ	1	0	ND	ND	-	北海道
44		ヘダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
45		ホウボウ	1	0	ND	ND	-	宮崎
46		ホタルイカ	1	0	ND	ND	-	富山
47		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	ロシア
48		ボラ	2	0	ND	ND	-	大阪、兵庫
49		ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	-	千葉
50		マアジ	2	0	ND	ND	-	兵庫、佐賀
51		マアナゴ	1	0	ND	ND	-	神奈川
52		マイワシ	2	0	ND	ND	-	北海道、大阪
53		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
54		マゴチ	1	0	ND	ND	-	神奈川
55		マサバ	2	0	ND	ND	-	千葉、神奈川
56		マダコ	1	0	ND	ND	-	長崎
57		マツブ	1	0	ND	ND	-	北海道
58		マトウダイ	1	0	ND	ND	-	青森
59		マナマコ	1	0	ND	ND	-	愛知
60		ムツ	6	0	ND	ND	-	静岡
61		メイタガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
62		メジナ	1	0	ND	ND	-	千葉
63		メダイ	1	0	ND	ND	-	静岡
64		メバル	1	0	ND	ND	-	北海道
65		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
66		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	-	青森
67		ヤリイカ	1	0	ND	ND	-	北海道
68		ユメカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
小計			110	1				
1	IV 群 遠洋沖合等で漁獲 される魚介類	アイナメ	1	0	ND	ND	-	北海道
2		アオハタ	1	0	ND	ND	-	長崎
3		アカアマダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
4		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
5		イサキ	1	0	ND	ND	-	東京
6		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	北海道
7		カツオ	2	0	ND	ND	-	岩手、千葉
8		キチジ	1	0	ND	ND	-	北海道
9		キンメダイ	1	0	ND	ND	-	東京
10		クロダイ	1	0	ND	ND	-	三重
11		クロマグロ	1	0	ND	ND	-	北大西洋
12		クロムツ	1	0	ND	ND	-	長崎
13		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	三重
14		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
15		シロサケ	2	0	ND	ND	-	北海道、岩手
16		スズキ	1	0	ND	ND	-	兵庫
17		スルメイカ	2	0	ND	ND	-	長崎
18		チダイ	1	0	ND	ND	-	愛媛
19		トビウオ	1	0	ND	ND	-	富山
20		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
21		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	東京
22		ハモ	1	0	ND	ND	-	山口
23		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
24		マアジ	3	0	ND	ND	-	神奈川、島根、長崎
25		マイワシ	2	0	ND	ND	-	石川、鳥取
26		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	青森
27		マゴチ	1	0	ND	ND	-	千葉
28		マサバ	1	0	ND	ND	-	静岡
29		マダラ	1	0	ND	ND	-	青森
30		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	-	南インド洋
31		メカジキ	1	0	ND	ND	-	宮城
32		ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	-	長崎
小計			38	0				
総計			220	2				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの  
注2 平均値は、検出した検体の平均値

#### 第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナー PCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

平成 27 年度の調査結果は以下のとおりである。

##### 1 調査方法

###### (1) 調査対象生物及び検体数

ボラ、スズキ、マアナゴ各 8 検体、マコガレイ 7 検体、アサリ 6 検体 計 37 検体

###### (2) 採取地点

魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場 1」という。）及び羽田空港北側沿岸（以下「漁場 2」という。）

アサリ：三枚洲、羽田沖

###### (3) 採取方法

魚類は刺網により、アサリはジョレン等を用いて採集した。なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

###### (4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ及びマコガレイは皮付き）約 1kg を、貝類は、むき身約 1kg を 1 検体とした。なお、単一の個体で 1kg を確保できない場合は、複数の個体の合計で約 1kg とし、1 検体とした。

###### (5) 分析項目

###### ア ダイオキシン類

表 2-8-7 のとおり。

###### イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-8 のとおり。

###### ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

###### (6) 分析方法

###### ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成 10 年 9 月）に準じた。

###### イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

###### (ア) PCB

GC/ECD を用いて測定

###### (イ) TBT、TPT

GC/FPD を用いて測定

###### (ウ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MS を用いて測定

###### ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

###### エ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

###### (7) 分析機関

東京都健康安全研究センター

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目（内訳）

分類	項目名	検出下限	
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

物質名	内訳	検出下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	0.02 ppm
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-10 及び表 2-8-12 (個別検体の検査結果)、  
表 2-8-11 及び表 2-8-13 (魚種毎、採取地点毎の平均  
値) のとおりであった (2, 3, 7, 8-TCDD 等量濃度は、検

査結果が検出下限値未満だった物質は検出下限値の  
1/2 量含まれると仮定して積算した。)。また、これ  
らの経年変化は、図 2-8-1 から図 2-8-3 のとおりであ  
る。

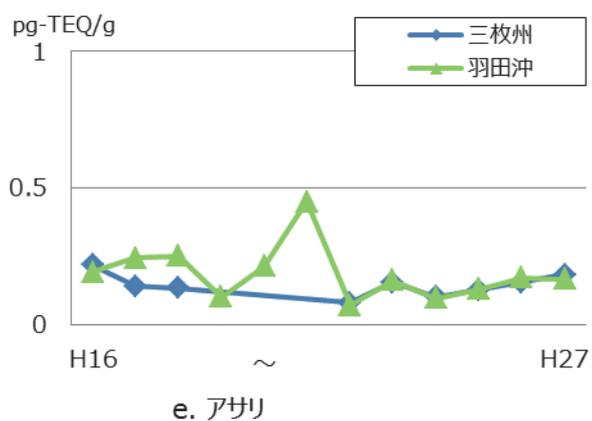
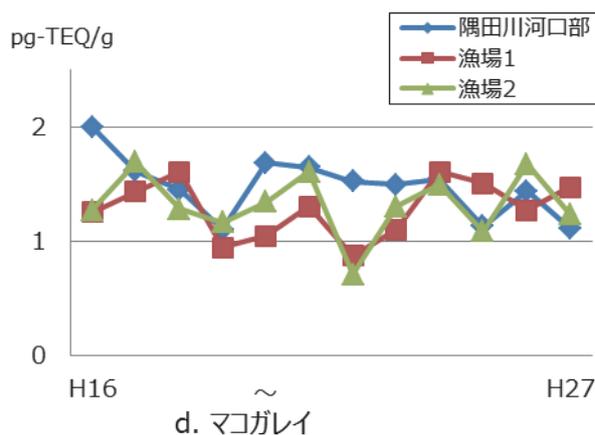
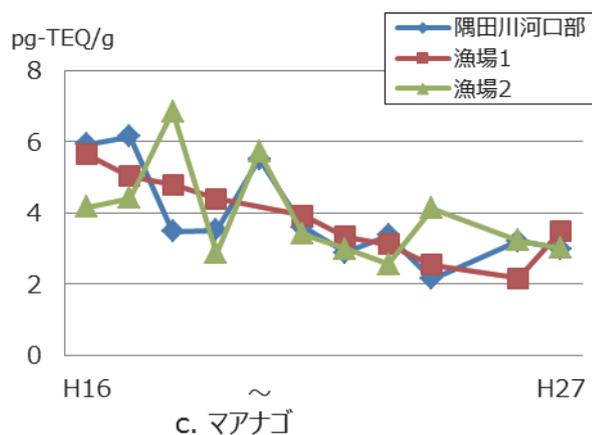
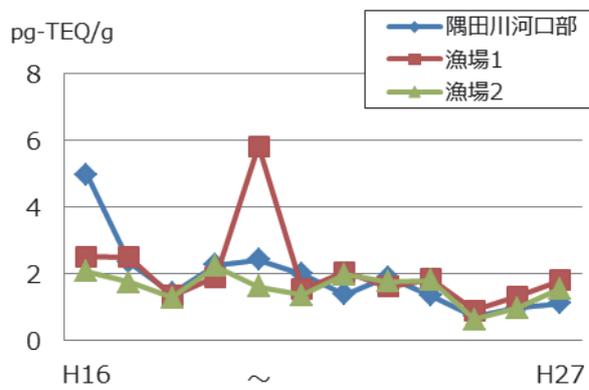
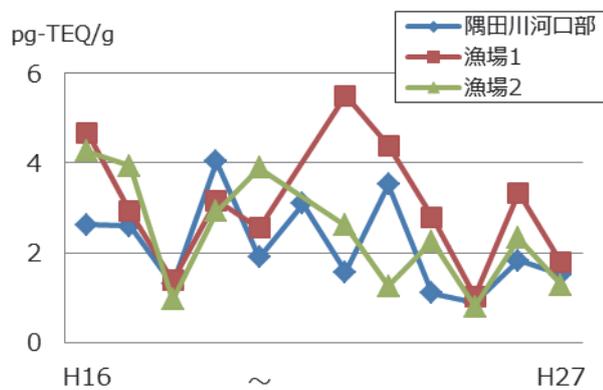


図 2-8-1 東京湾産魚介類の採取地点別ダイオキシン濃度の推移

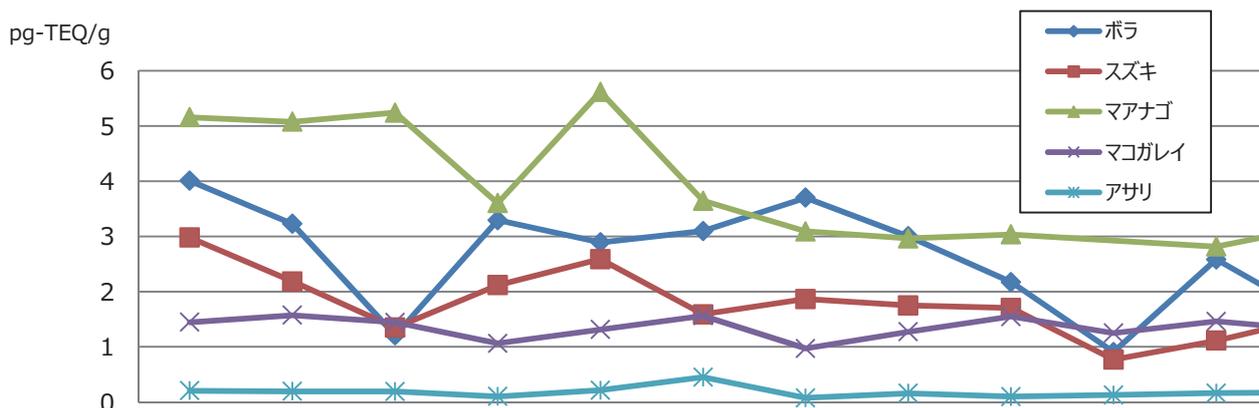


図 2-8-2 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン濃度の推移

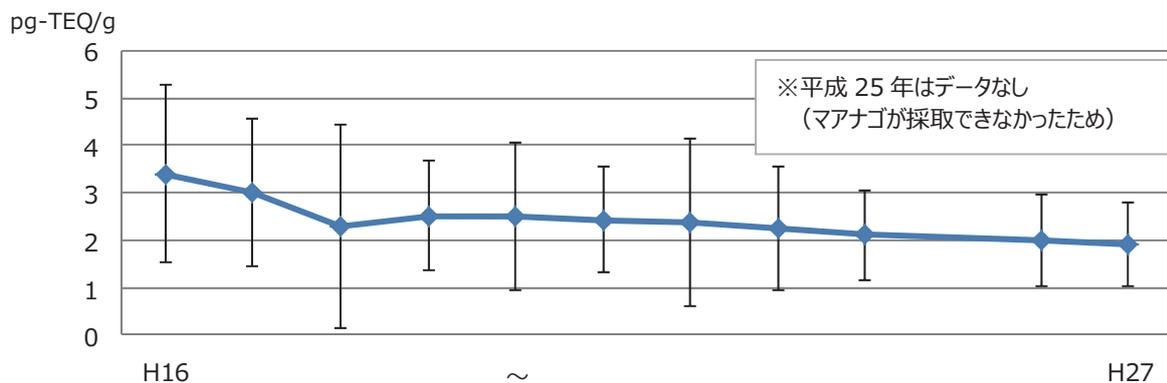


図 2-8-3 東京湾産魚類のダイオキシン濃度の推移 (アサリを除く 4 魚種の平均±SD)

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-14 (個別検体の検査結果)、表 2-8-15 (魚種毎、採取地点毎の平均値) 及び表 2-8-16 のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 東京湾産魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 2.06pg-TEQ/g、隅田川河口が 1.82 pg-TEQ/g、漁場 1 が 2.29 pg-TEQ/g、漁場 2 が 1.97 pg-TEQ/g であった。

イ アサリのダイオキシン類濃度平均は、0.14 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「平成 26 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査結果」(トータルダイエツト調査)によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.51 pg-TEQ/kg・bw/day (このうち魚介類由来は 0.45 pg-TEQ/kg・bw/day) である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、

これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類摂取量(魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。)は、0.78 pg-TEQ/kg・bw/day であった。(表 2-8-9)

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量(0.010 pg-TEQ/kg・bw/day)を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量:4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-4 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、緩やかな減少傾向を示している。これは、東京湾産を含め、魚介類から検出されるダイオキシン類濃度の減少や、都民の魚介類の摂取量の減少などの要因が影響していると考えられる。

表 2-8-9 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位: pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (H26)	本試算による摂取量
<b>食事全体からの摂取量</b>	<b>0.51</b>	<b>0.78</b>
④内海内湾産魚介類由来	0.06 <sup>※1</sup>	0.33 <sup>※1</sup>
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.39 <sup>※1</sup>	0.39 <sup>※1</sup>
⑥魚介類以外の食品群由来	0.06 <sup>※1</sup>	0.06 <sup>※1</sup>

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚介類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算



図 2-8-4 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア) 内海内湾魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取量

(農林水産省・平成 24 年食料需給表)

内海内湾 : 861 千トン

遠洋沖合 : 1,990 千トン

(イ) 都民の魚介類摂取量(一日体重 50kg 当たり)

魚介類 : 55.9 (g/day)

(内訳) 生魚介類 : 34.6 (g/day) (こ

のうち魚類 : 26.5 (g/day))

魚介加工品 : 21.3 (g/day)

(ウ) 内海内湾魚介類の摂取量

$$26.5 \text{ (g/day)} \times 861 / (861 + 1,990) \div$$

$$8.0 \text{ (g/day)}$$

(エ) 内海内湾魚介類 (東京湾産魚類と仮定) 由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[魚類全体・漁場全体のダイオキシン類平均値]

$$\times \text{③} \div [\text{体重 } 50\text{kg}] = 2.06 \text{ (pg-TEQ/g)} \times$$

$$8.0 \text{ (g/day)} \div 50 \text{ (kg}\cdot\text{bw)} = \underline{0.33}$$

(pg-TEQ/kg・bw/day)

(オ) 内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類] × [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比] = 0.45

$$\text{(pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day)} \times (55.9 - 8.0) \text{ (g)} /$$

$$55.9 \text{ (g)} = \underline{0.39 \text{ (pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day)}}$$

(カ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$$[\text{トータルダイオキシン類調査による食事由来ダイオキシン類}] - [\text{トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類}] = 0.51 - 0.45 = \underline{0.06 \text{ (pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day)}}$$

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$\begin{aligned} & (\text{エ})+(\text{オ})+(\text{カ})=0.33 + 0.39 + 0.06 \\ & = \underline{0.78 \text{ (pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day)}} \end{aligned}$$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「平成26年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」(平成27年7月東京都福祉保健局)から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCBは全ての検体から検出されたが、いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値(昭和47年厚生省)3 ppmを下回った。最も高い検出値は、漁場2で採取したスズキ0.123 ppmだった。

イ DDT及びその代謝物は全ての魚類から検出されたが、いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3 ppmを下回った。最も高い検出値は、漁場1

で採取したマアナゴ0.061ppm (DDT及び代謝物の和)だった。アサリからは検出されなかった。

ウ TBT及びTPTは、多くの検体から検出されたが、検出値は、国際機関(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)の評価による一日摂取許容量等と比較して、小さな値であった。最も高い検出値は、TBTが隅田川河口部で採取したスズキ0.023ppm、TPTが漁場1で採取したマアナゴ0.010ppmだった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは検出されなかった。

用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCB(Co-PCB)の総称
コプラナーPCB(Co-PCB)	PCDD及びPCDFと類似した生理作用を示す一群のPCB類
pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 μg=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニールの略
TBT	トリブチルスズの略
TPT	トリフェニルスズの略
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においてはμg/g、mg/Kgと同じ意味。
/kg·bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量

表 2-8-10 ダイオキシン類等量濃度 (ND=L0D/2) ※1

(単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

検体番号	魚種	採取地点	調査地点番号	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度※2			脂肪 1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川河口部	A-1	4.1	1.94	0.40	1.54	48	9.9	38
2			A-2	4.7	1.47	0.25	1.22	31	5.3	26
3		漁場 1	B-1	3.8	1.25	0.22	1.04	33	5.8	27
4			B-2	5.5	2.26	0.56	1.70	41	10.1	31
5			B-3	6.1	2.11	0.50	1.60	34	8.2	26
6		漁場 2	C-1	3.9	1.29	0.24	1.05	33	6.2	27
7			C-2	3.6	1.77	0.41	1.36	49	11.3	38
8			C-3	3.4	0.97	0.27	0.69	28	8.0	20
9	スズキ	隅田川河口部	A-1	2.1	1.57	0.29	1.28	77	14	62
10			A-2	1.9	1.03	0.19	0.84	54	9.9	44
11		漁場 1	B-1	4.9	2.69	0.49	2.21	55	10.0	45
12			B-2	2.7	1.81	0.35	1.46	67	13.0	54
13			B-3	2.9	1.86	0.31	1.55	65	10.8	54
14		漁場 2	C-1	0.5	3.06	0.28	2.77	602	56.2	546
15			C-2	4.7	1.61	0.34	1.27	34	7.2	27
16			C-3	2.6	1.24	0.24	1.00	47	9	38
17	マアサギ	隅田川河口部	A-1	16.0	2.98	0.74	2.24	19	5	14
18			A-2	14.7	3.02	0.77	2.25	21	5	15
19		漁場 1	B-1	15.3	3.10	0.74	2.36	20	5	15
20			B-2	16.8	3.08	0.73	2.36	18	4	14
21			B-3	14.2	4.56	1.13	3.43	32	8	24
22		漁場 2	C-1	15.2	3.00	0.66	2.34	20	4	15
23			C-2	16.3	2.96	0.72	2.23	18	4	14
24			C-3	12.9	3.29	0.83	2.47	26	6	19
25	マコガレイ	隅田川河口部	A-1	0.9	1.27	0.22	1.05	144	25	119
26			A-2	0.9	1.32	0.24	1.08	145	26	118
27		漁場 1	B-1	0.9	1.04	0.24	0.80	110	25	85
28			B-2	0.7	1.55	0.37	1.18	208	50	158
29			B-3	1.2	2.18	0.42	1.75	178	34	143
30		漁場 2	C-1	0.8	1.06	0.23	0.83	133	29	105
31	C-2		0.9	1.47	0.37	1.10	156	39	117	
32	アサリ	三枚州		1.1	0.16	0.07	0.09	14	5.9	8
33				1.1	0.14	0.06	0.08	13	5.8	7
34				1.2	0.15	0.06	0.09	12	4.9	8
35		羽田沖		0.9	0.11	0.05	0.06	12	5.3	7
36				0.9	0.14	0.08	0.06	15	8.5	6
37				0.9	0.11	0.05	0.06	13	6.4	7

※1 2,3,7,8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質が検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

※2 検体の湿重量 1g あたり

表 2-8-11 ダイオキシン類等量濃度 (ND= LOD/2、平均) ※1

(単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度※2			脂肪 1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	5.6	1.82	0.39	1.44	67	13	55
	漁場 1	6.3	2.29	0.50	1.79	72	15	57
	漁場 2	5.9	1.97	0.42	1.56	104	16	88
	漁場全体	6.0	2.06	0.44	1.62	82	15	67
ボラ	隅田川河口部	4.4	1.70	0.32	1.38	40	8	32
	漁場 1	5.1	1.87	0.43	1.45	36	8	28
	漁場 2	3.6	1.34	0.31	1.04	37	9	28
	漁場全体	4.4	1.63	0.36	1.28	37	8	29
スズキ	隅田川河口部	2.0	1.30	0.24	1.06	65	12	53
	漁場 1	3.5	2.12	0.38	1.74	62	11	51
	漁場 2	2.6	1.97	0.29	1.68	228	24	204
	漁場全体	2.8	1.86	0.31	1.55	125	16	109
マアナゴ	隅田川河口部	15.3	3.00	0.75	2.25	20	5	15
	漁場 1	15.5	3.58	0.87	2.72	24	6	18
	漁場 2	14.8	3.08	0.74	2.35	21	5	16
	漁場全体	15.2	3.25	0.79	2.46	22	5	16
マコガレイ	隅田川河口部	0.9	1.30	0.23	1.06	144	26	118
	漁場 1	1.0	1.59	0.34	1.25	165	36	129
	漁場 2	0.9	1.26	0.30	0.96	145	34	111
	漁場全体	0.9	1.41	0.30	1.11	153	33	121
アサリ	三枚州	1.1	0.15	0.06	0.09	13	6	8
	羽田沖	0.9	0.12	0.06	0.06	13	7	7
	漁場全体	1.0	0.14	0.06	0.07	13	6	7

※1 2,3,7,8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質が検出下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

※2 検体の湿重量 1g あたり

表 2-8-12 ダイオキシン類等量濃度 (ND=0) ※1

(単位 : pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取 地点	調査 地点 番号	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度※2			脂肪 1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度		
					ダイオ キシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオ キシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
1	ボラ	隅田川 河口部	A-1	4.1	1.93	0.39	1.54	48	9.6	38
2			A-2	4.7	1.45	0.23	1.22	31	4.9	26
3		漁場 1	B-1	3.8	1.24	0.20	1.04	33	5.3	27
4			B-2	5.5	2.25	0.55	1.70	41	9.9	31
5			B-3	6.1	2.10	0.49	1.60	34	8.1	26
6		漁場 2	C-1	3.9	1.28	0.23	1.05	32	5.8	27
7			C-2	3.6	1.76	0.39	1.36	49	11.0	38
8			C-3	3.4	0.95	0.26	0.69	28	7.6	20
9	スズキ	隅田川 河口部	A-1	2.1	1.56	0.28	1.28	76	14	62
10			A-2	1.9	1.02	0.17	0.84	53	9.1	44
11		漁場 1	B-1	4.9	2.68	0.48	2.21	55	9.8	45
12			B-2	2.7	1.80	0.34	1.46	67	12.6	54
13			B-3	2.9	1.85	0.29	1.55	65	10.3	54
14		漁場 2	C-1	0.5	3.04	0.27	2.77	600	53.6	546
15			C-2	4.7	1.60	0.33	1.27	34	7.0	27
16			C-3	2.6	1.23	0.23	1.00	47	9	38
17	マアナゴ	隅田川 河口部	A-1	16.0	2.97	0.73	2.24	19	5	14
18			A-2	14.7	3.01	0.76	2.25	21	5	15
19		漁場 1	B-1	15.3	3.09	0.73	2.36	20	5	15
20			B-2	16.8	3.08	0.72	2.36	18	4	14
21			B-3	14.2	4.56	1.12	3.43	32	8	24
22		漁場 2	C-1	15.2	2.99	0.65	2.34	20	4	15
23			C-2	16.3	2.95	0.72	2.23	18	4	14
24			C-3	12.9	3.29	0.82	2.47	25	6	19
25	マコガレイ	隅田川 河口部	A-1	0.9	1.26	0.21	1.05	143	24	119
26			A-2	0.9	1.31	0.23	1.08	144	26	118
27		漁場 1	B-1	0.9	1.03	0.23	0.80	110	24	85
28			B-2	0.7	1.54	0.36	1.18	207	48	158
29			B-3	1.2	2.17	0.42	1.75	177	34	143
30		漁場 2	C-1	0.8	1.05	0.22	0.83	132	27	105
31			C-2	0.9	1.46	0.37	1.10	155	39	117
32	アサリ	三枚州		1.1	0.14	0.04	0.09	12	3.9	8
33				1.1	0.12	0.04	0.08	11	3.7	7
34				1.2	0.13	0.04	0.09	11	3.3	7
35		羽田沖		0.9	0.08	0.02	0.06	9	2.3	7
36				0.9	0.12	0.06	0.06	13	6.3	6
37				0.9	0.09	0.03	0.06	11	3.7	7

※1 2,3,7,8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質を 0 と仮定して積算した。

※2 検体の湿重量 1g あたり

表 2-8-13 ダイオキシン類濃度 (ND=0、平均) ※1

(単位: pg-TEQ/g) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度※2			脂肪 1g 当たりの 2,3,7,8-TCDD 等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs +PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	5.6	1.81	0.38	1.44	67	12	55
	漁場 1	6.3	2.28	0.49	1.79	72	15	57
	漁場 2	5.9	1.96	0.41	1.56	104	16	88
	漁場全体	6.0	2.05	0.43	1.62	82	15	67
ボラ	隅田川河口部	4.4	1.69	0.31	1.38	39	7	32
	漁場 1	5.1	1.86	0.41	1.45	36	8	28
	漁場 2	3.6	1.33	0.29	1.04	36	8	28
	漁場全体	4.4	1.62	0.34	1.28	37	8	29
スズキ	隅田川河口部	2.0	1.29	0.23	1.06	64	11	53
	漁場 1	3.5	2.11	0.37	1.74	62	11	51
	漁場 2	2.6	1.96	0.28	1.68	227	23	204
	漁場全体	2.8	1.85	0.30	1.55	124	16	109
マアナゴ	隅田川河口部	15.3	2.99	0.75	2.25	20	5	15
	漁場 1	15.5	3.58	0.86	2.72	24	6	18
	漁場 2	14.8	3.08	0.73	2.35	21	5	16
	漁場全体	15.2	3.24	0.78	2.46	22	5	16
マコガレイ	隅田川河口部	0.9	1.29	0.22	1.06	143	25	118
	漁場 1	1.0	1.58	0.34	1.25	165	36	129
	漁場 2	0.9	1.26	0.29	0.96	144	33	111
	漁場全体	0.9	1.40	0.29	1.11	153	32	121
アサリ	三枚州	1.1	0.13	0.04	0.09	11	4	8
	羽田沖	0.9	0.10	0.04	0.06	11	4	7
	漁場全体	1.0	0.11	0.04	0.07	11	4	7

※1 2,3,7,8-TCDD 等量濃度は、検査結果が検出下限未満 (ND) であった物質を 0 と仮定して積算した。

※2 検体の湿重量 1g あたり



表2-8-15 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度 (ND=0)

生物種	採取地点	調査地点番号	水分 (%)	脂分 (%)	PCB	DDT		DDE, DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類						ベンゾフェノン	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ベンタクロフェノール	2,4-ジクロロフェノール
						o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチルフェノール	4-n-ペンチルフェノール	4-n-ヘキシルフェノール	4-n-ヘプチルフェノール	1-ニフエノール				
魚類全体	隅田川河口部の平均 漁場1の平均 漁場2の平均	A	74.6	5.6	0.067	0.000	0.001	0.000	0.008	0.002	0.004	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—		
		B	74.2	6.3	0.087	—	0.001	0.013	0.000	0.003	0.003	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—		
		C	74.8	5.9	0.066	—	0.000	0.000	0.009	0.001	0.002	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—		
ボラ	隅田川河口部の平均 漁場1の平均 漁場2の平均	A	74.5	6.0	0.074	0.000	0.001	0.001	0.010	0.002	0.003	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—		
		B	74.0	4.4	0.068	0.001	0.005	0.001	0.008	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		C	74.1	5.1	0.090	—	0.002	0.011	0.002	0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
スズキ	隅田川河口部の平均 漁場1の平均 漁場2の平均	A	75.6	3.6	0.044	—	0.002	0.001	0.007	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		B	77.5	2.0	0.063	—	—	0.001	0.008	0.001	0.014	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—		
		C	76.4	3.5	0.104	—	0.001	0.002	0.012	0.002	0.007	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—		
マアサギ	隅田川河口部の平均 漁場1の平均 漁場2の平均	A	78.3	2.6	0.082	—	—	0.000	0.009	0.001	0.005	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—		
		B	67.3	15.3	0.087	—	—	—	0.011	0.003	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		C	66.9	15.5	0.100	—	0.001	0.000	0.021	0.006	0.002	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—		
マコガレイ	隅田川河口部の平均 漁場1の平均 漁場2の平均	A	67.2	14.8	0.089	—	—	—	0.012	0.003	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		B	79.4	0.9	0.048	—	—	—	0.007	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—		
		C	79.5	1.0	0.054	—	—	—	0.007	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—		
アサリ	三枚洲 羽田沖	三枚洲	87.2	1.1	0.007	—	—	—	0.006	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		羽田沖	87.9	0.9	0.005	—	—	—	—	—	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

濃度は検体湿重量1gあたり  
平均は、検出下限未満 (ND) を0と仮定して算出した。なお、全データがNDだった場合の平均は、「—」と表記した。



### 第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、都では、従来より実態調査を実施しているところである。

平成27年度の調査結果は以下のとおりである。

#### 1 調査期間

平成27年4月から平成28年3月まで

#### 2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。検査対象物質ごとの検体数、分析方法及び検出下限は、表2-8-17のとおりである。

表2-8-17 調査対象物質、検体数、分析方法及び検出下限

対象物質	検体数	分析方法	検出下限 (ppm)	
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	146	溶媒抽出、GC/ECD法	0.001	
ビストリブチルスズオキシド (TBTO)	120	溶媒抽出、GC/FPD法	0.001	
トリフェニルスズ (TPT)	120	溶媒抽出、GC/FPD法	0.001	
ドリン類	アルドリン	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	エンドリン	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	ディルドリン	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
クロロデン類	trans-クロロデン	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	cis-クロロデン	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	オキシクロロデン	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	trans-ノナクロル	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001
	cis-ノナクロル	35	溶媒抽出、GC/MS法	0.001

#### 3 調査機関

健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科農薬分析第二研究室

一般財団法人 日本食品分析センター

#### 4 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-18のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-19、表2-8-20及び表2-8-21のとおりである。

##### (1) PCB

146検体中118検体(80.8%)からPCBを検出した。最大値はコノシロの0.191ppmであった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値(昭和47年、内海内湾魚介類:3ppm、遠洋沖合魚介類:0.5ppm)を下回った。

##### (2) TBTO

120検体中37検体(30.8%)からTBTOが検出された。最大値はマガキの0.015ppmであった。体重50kgの成人の場合、当該マガキを一日当たり1000g喫食しないと、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)による経口暴露に対する指針値0.0003mg/kg体重/dayを超えない。一般的な都民の一日当たり魚介類喫食量は41.6g(「平成26年東京都民の健康・栄養状況」、調理前の重量として)であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

##### (3) TPT

120検体中76検体(63.3%)からTPTが検出された。最大値はアカガイ及びエッチェウバイの0.032ppmであった。体重50kgの成人の場合、一日当たり781g喫食しないと、JMPRによる一日摂取許容量0.0005mg/kg体重/dayを超えない。一般的な都民の一日当たり魚介類喫食量は41.6g(「平成26年東京都民の健康・栄養状況」、調理前の重量として)であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

##### (4) 農薬(ドリン類及びクロロデン類)

35検体を検査した。ドリン類のうち、カラスガレイ1検体及びギンダラ1検体からディルドリンが0.001ppm検出された。アルドリン及びエンドリンは検出されなかった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値(アルドリン及びディルドリンの和として0.1ppm)を下回った。

クロロデン類のうち、trans-クロロデンが9検体から0.001ppm~0.004ppm、cis-クロロデンが21検体から0.001ppm~0.006ppm、trans-ノナクロルが20検体から0.001~0.009ppm、cis-ノナクロルが8検体から0.001~0.002ppm、それぞれ検出された。複数のクロロデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、23検体からの検出であった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値(trans-クロロデン、cis-クロロデン及びオキシクロロデンの和として0.05ppm、trans-ノナクロル及びcis-ノナクロルについては、それぞれ0.01ppm)を下回った。

## 5 まとめ

- (1) PCBは146検体中118検体(80.8%)、TBTOは120検体中37検体(30.8%)、TPTは120検体中76検体(63.3%)から検出された。
- (2) ドリン類(3種類)のうち、ディルドリンが35検体中2検体(5.7%)から検出された。アルドリン及びエンドリンは検出されなかった。また、クロルデン類(5種類)のうち、trans-クロルデンが35検体中9検体(25.7%)、cis-クロルデンが35検

体中21検体(60.0%)、trans-ノナクロルが35検体中20検体(57.1%)、cis-ノナクロルが35検体中8検体(22.9%)から検出された。オキシクロルデンは検出されなかった。

- (4) PCB、TBTO、TPT、ドリン類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等を下回っており、食品安全上問題となるものではなかった。

表 2-8-18 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査結果

(単位: ppm)

物質名	検体数	検出数	検出率(%)	最大検出値	平均※	
PCB	146	118	80.8	0.191	0.011	
TBTO	120	37	30.8	0.015	0.001	
TPT	120	76	63.3	0.032	0.005	
ドリン類	アルドリン	35	0	0.0	—	—
	ディルドリン	35	2	5.7	0.001	0.000
	エンドリン	35	0	0.0	—	—
クロルデン類	trans-クロルデン	35	9	25.7	0.004	0.001
	cis-クロルデン	35	21	60.0	0.006	0.001
	オキシクロルデン	35	0	0.0	—	—
	trans-ノナクロル	35	20	57.1	0.009	0.002
	cis-ノナクロル	35	8	22.9	0.002	0.000

※不検出(ND)を0として算出

表 2-8-19 流通魚介類のPCB 検査結果

(単位：ppm)

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	0.001	内	カラスガレイ	0.030	遠	スズキ	0.118	内	マアジ	0.003	内
アイナメ	0.003	内	カンパチ	0.006	内	スズキ	0.122	内	マアジ	0.003	内
アイナメ	0.005	内	カンパチ	0.009	内	スズキ	0.065	内	マアジ	0.003	内
アオハタ	ND	内	キビナゴ	0.001	内	スルメイカ	ND	遠	マアジ	0.006	内
アオハタ	0.002	内	ギンダラ	0.036	遠	スルメイカ	ND	遠	マイワシ	0.004	遠
アカアマダイ	ND	内	ギンダラ	0.013	遠	タイセイヨウサケ	0.011	遠	マイワシ	0.003	遠
アカガイ	0.003	内	キンメダイ	0.003	内	タイラギ	ND	内	マイワシ	0.003	遠
アカガイ	ND	内	キンメダイ	0.011	内	タチウオ	ND	内	マカジキ	0.003	遠
アカカマス	0.010	内	キンメダイ	0.002	内	タチウオ	0.002	内	マコガレイ	0.005	遠
アカカマス	0.010	内	キンメダイ	0.019	内	チダイ	ND	内	マコガレイ	ND	遠
アカカマス	0.100	内	クロソイ	0.008	内	トビウオ	ND	遠	マゴチ	0.029	内
アカシタビラメ	0.001	遠	クロダイ	0.044	内	ナガスクジラ	0.005	遠	マサバ	0.010	遠
アカシタビラメ	0.002	遠	クロダイ	0.011	内	ナミガイ	0.002	内	マサバ	0.003	遠
アサリ	0.001	内	クロマグロ	0.018	遠	ニシン	0.004	遠	マサバ	0.022	遠
アサリ	0.002	内	クロムツ	0.003	内	ニベ	0.005	遠	マサバ	0.005	遠
アサリ	ND	内	クロムツ	0.006	内	ハタハタ	ND	遠	マダイ	0.004	内
アユ	0.002	内	クロムツ	0.002	内	ハマグリ	0.004	内	マダイ	0.003	内
アンコウ	ND	内	ケンサキイカ	ND	内	ハマグリ	0.001	内	マダイ	0.007	内
イダコ	ND	内	コウイカ	0.004	内	ハマダイ	ND	内	マダラ	ND	遠
イサキ	0.004	内	コショウダイ	0.003	内	ハモ	0.005	内	マテガイ	0.002	内
イサキ	0.005	内	コノシロ	0.191	内	ハモ	0.001	内	マトウダイ	ND	内
イサキ	ND	内	ゴマサバ	0.009	遠	ハモ	0.021	内	ミナミマグロ	0.005	遠
イシガレイ	0.004	遠	ゴマサバ	0.057	遠	ヒラスズキ	0.005	内	ムツ	0.015	内
イシダイ	0.003	内	サクラエビ	ND	内	ヒラマサ	0.002	内	ムツ	0.006	内
イズカサゴ	ND	内	サバ	0.009	遠	ヒラメ	ND	遠	ムツ	0.015	内
イソシジミ	0.004	内	サワラ	0.019	内	ブリ	0.021	内	ムツ	0.012	内
イトヨリダイ	0.002	内	サワラ	0.010	内	ブリ	0.002	内	ムツ	0.010	内
イトヨリダイ	0.003	内	サワラ	0.014	内	ブリ	0.019	内	ムツ	0.014	内
ウスメバル	0.002	内	サワラ	0.019	内	ブリ	0.002	内	メカジキ	0.004	遠
ウバガイ	0.016	内	サンマ	0.003	遠	ブリ	0.043	内	メカジキ	0.057	遠
ウバガイ	0.001	内	シマアジ	0.011	内	ホウボウ	0.003	内	メジナ	0.002	内
ウマヅラハギ	ND	内	シロギス	0.010	内	ホタテガイ	ND	内	メダイ	0.002	内
ウメイロ	0.002	内	シログチ	0.020	内	ホッコクアカエビ	ND	内	メダイ	ND	内
オキメダイ	0.003	内	シロツブ	0.003	内	ホンビノス	0.003	内	メバチマグロ	0.002	遠
カツオ	0.001	遠	スケトウダラ	ND	遠	ホンビノス	0.003	内	メバチマグロ	ND	遠
カツオ	0.003	遠	スズキ	0.021	内	マアジ	0.007	内	メバチマグロ	0.011	遠
									メルルーサ	0.001	遠
									ヤリイカ	0.002	内

※分類

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。

内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm）

遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-20 流通魚介類の TBTO 及び TPT 検査結果

(単位 : ppm)

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.005	サクラマス	0.001	0.003	ヘダイ	ND	0.004
アカアマダイ	ND	0.017	サザエ	ND	ND	ホウボウ	ND	0.002
アカガイ	0.006	0.032	サヨリ	ND	0.002	ホタテガイ	ND	ND
アカガイ	0.001	ND	サワラ	0.003	0.031	ホタテガイ	0.002	ND
アカカマス	0.002	0.019	サワラ	0.005	0.011	ホタルイカ	ND	0.006
アカカマス	0.003	0.019	サンマ	ND	ND	ホッコクアカエビ	ND	0.003
アカガレイ	ND	ND	シバエビ	ND	ND	ホンビノスガイ	0.007	ND
アサリ	0.002	ND	シマアジ	ND	ND	マアジ	ND	0.022
アサリ	0.009	0.002	シマアジ	0.001	ND	マアジ	ND	0.008
イイダコ	0.001	ND	シロウオ	0.002	ND	マアナゴ	0.001	0.003
イサキ	ND	0.009	シロギス	ND	0.003	マイワシ	0.003	0.004
イトヨリダイ	ND	0.024	シロサケ	ND	ND	マガキ	0.015	0.001
イボダイ	0.003	0.003	シロサケ	ND	ND	マガキ	0.008	ND
ウシエビ	ND	ND	スズキ	0.006	0.006	マコガレイ	ND	0.001
ウシエビ	ND	ND	スズキ	0.002	ND	マゴチ	0.002	0.008
ウスメバル	ND	0.008	スルメイカ	0.001	0.006	マサバ	0.001	0.005
ウチムラサキ	0.003	ND	スルメイカ	ND	0.004	マサバ	0.006	0.010
ウバガイ	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マスノスケ	ND	ND
ウマヅラハギ	ND	0.001	タイセイヨウサケ	ND	ND	マスノスケ	ND	ND
エゾアワビ	ND	0.002	タイラギ	0.003	ND	マダイ	ND	ND
エゾボラ	ND	0.001	タチウオ	0.003	0.008	マダイ	ND	0.002
エッチュウバイ	ND	0.032	タチウオ	ND	0.004	マダイ	ND	ND
カタクチイワシ	0.003	0.003	チダイ	ND	0.003	マダコ	ND	0.003
カツオ	ND	0.002	トコブシ	ND	0.001	マダラ	ND	0.001
カツオ	ND	0.003	トビウオ	ND	0.005	マトウダイ	ND	0.004
カワハギ	0.002	0.010	ナミガイ	ND	ND	マハタ	0.002	0.002
カンパチ	ND	0.014	ニジマス	ND	ND	マハタ	ND	0.002
カンパチ	0.004	0.014	バナナエビ	ND	ND	ミナミマグロ	ND	ND
カンパチ	ND	0.008	バナメイエビ	ND	ND	ミナミマグロ	0.003	0.009
キチジ	ND	0.002	バナメイエビ	ND	ND	ムラサキイガイ	0.001	ND
ギンザケ	ND	ND	ババガレイ	ND	ND	ムラサキイガイ	0.003	ND
キンメダイ	ND	0.024	ハマグリ	ND	ND	メイトガレイ	ND	0.001
キンメダイ	ND	0.018	ハマダイ	ND	0.018	メカジキ	ND	0.022
クルマエビ	ND	ND	ビクトリアアワビ	ND	ND	メダイ	ND	0.004
クロアワビ	ND	0.003	ヒラスズキ	ND	0.013	メバル	ND	0.010
クロダイ	0.001	0.005	ヒラメ	ND	0.010	モロトゲアカエビ	ND	0.006
クロマグロ	ND	0.004	ヒラメ	ND	0.016	ヤリイカ	ND	ND
クロムツ	ND	0.007	ブリ	ND	0.015	ユメカサゴ	ND	0.014
ケンサキイカ	ND	0.006	ブリ	ND	0.009	天使のエビ	ND	ND
ゴマサバ	ND	0.006	ブリ	0.001	0.006	天使のエビ	ND	ND

表 2-8-21 流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

(単位 : ppm)

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	デルトリン	エンドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	トーナクロル	c-ノナクロル
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	0.002	ND
ウバガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カラスガレイ	ND	0.001	ND	0.001	0.005	ND	0.006	0.001
カンパチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ギンダラ	ND	ND	ND	0.002	0.001	ND	0.003	ND
ギンダラ	ND	0.001	ND	ND	0.003	ND	0.003	ND
キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
クロダイ	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	0.003	0.001
クロダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロマグロ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	ND
コノシロ	ND	ND	ND	0.004	0.003	ND	0.004	0.002
ゴマサバ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	ND
ゴマサバ	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.002	ND
サバ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	0.004	0.002
サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	ND
シマアジ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND
シロギス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シログチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	0.002	0.001
スズキ	ND	ND	ND	0.002	0.005	ND	0.003	0.002
スズキ	ND	ND	ND	0.001	0.003	ND	0.002	ND
スズキ	ND	ND	ND	0.002	0.003	ND	0.003	0.001
ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ブリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
ブリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ブリ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.002	ND
マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	0.002	0.003	ND	0.002	ND
メカジキ	ND	ND	ND	0.003	0.006	ND	0.009	0.002
メバチマグロ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND

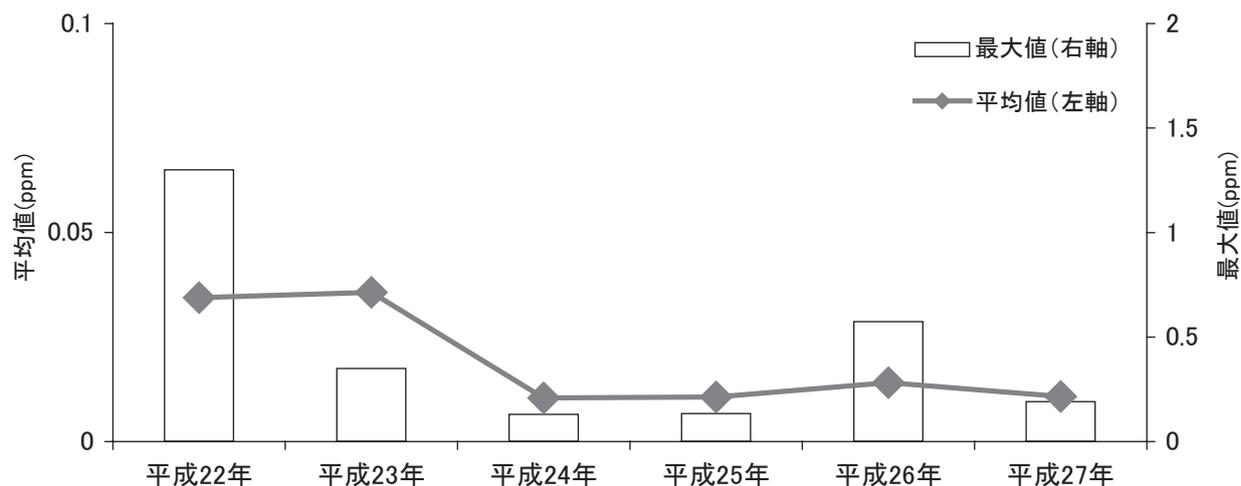


図2-8-5 PCB検出値の過去6年間の推移 (ND=0)

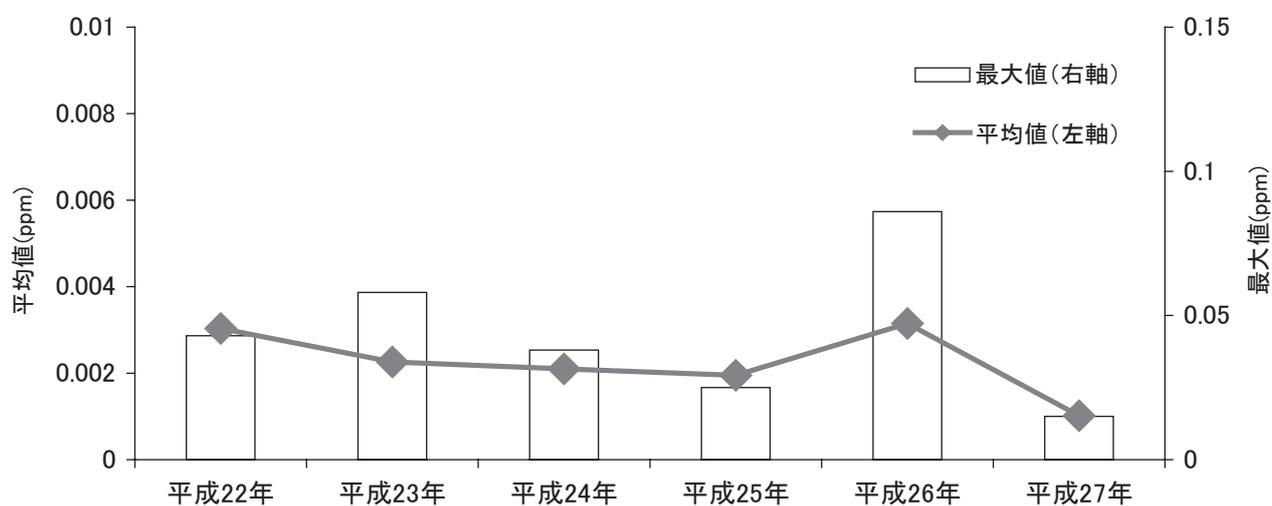


図2-8-6 TBTO検出値の過去6年間の推移 (ND=0)

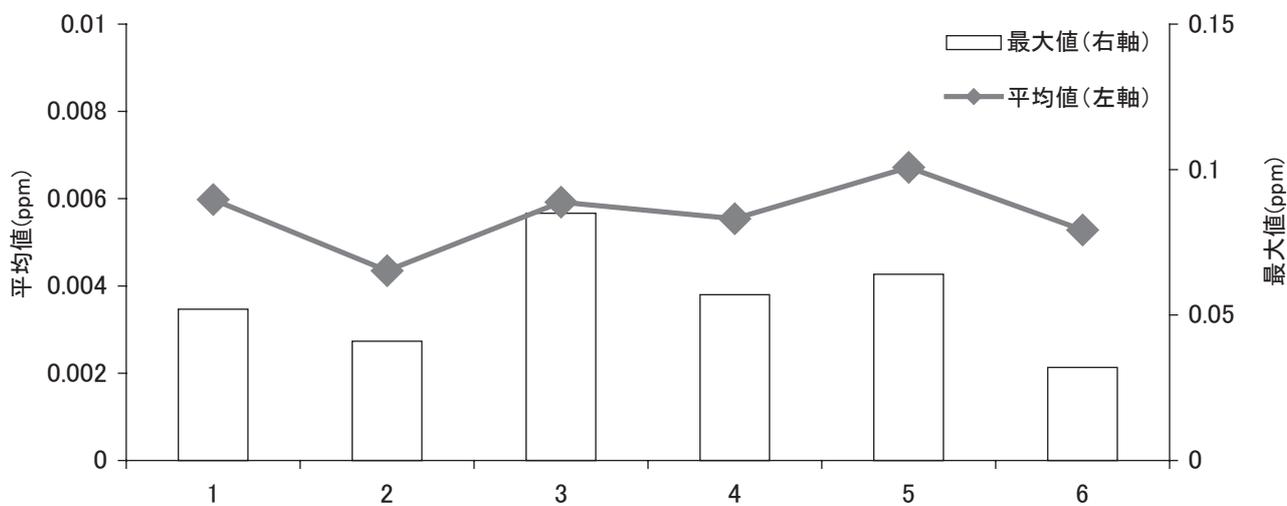


図2-8-7 TPT検出値の過去6年間の推移 (ND=0)

**第6 汚染米調査**

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京地域センターを通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

**1 検査対象品目**

都内に搬入される米穀

**2 実施対象施設**

都内に米穀倉庫を有する事業者

**3 実施機関及び検査機関**

健康安全研究センター

**4 検査結果（表 2-8-25）**

180品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち19品目を残留農薬検査に供したところ、2品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表 2-8-26 のとおり。

表 2-8-25 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	180	19
検出品目数	128	2
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.22	ND - 0.16

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表 2-8-26 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (13種類)	殺虫剤 (11種類)	EPN、エチオン、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	エディフェンホス
	除草剤 (1種類)	ピペロホス
カーバメート系農薬 (9種類)	殺虫剤 (8種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (27種類)	殺虫剤 (8種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、プロプロフェジン
	殺菌剤 (17種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロビコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種)		臭素

## 第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局（現・福祉保健局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

### 第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

更に平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	7,328件
指示・文書指導	4件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成27年度は1,800店舗を調査し、25件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	25回
消費生活調査員研修会	3回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(27年11月6日)	都庁大会議場	403人
第2回(28年3月1日)	都庁大会議場	257人
計		660人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) 新しい食品表示制度について／消費者庁食品表示企画課
- (イ) 各企業における検査・食品表示への取組み～民間コンサルティング企業からみた品質管理の現状～／株式会社BMLフード・サイエンス 営業本部 食品品質部

表2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
27年9月3日	練馬区立練馬文化センター	600人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確

認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった 18 件の袋詰精米のうち、都域業者については、立入調査等を実施し、3 件について指示・公表を行ったほか、口頭指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200 件	166 件	34 件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

## 2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1 枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

50 件中 2 件は「黒毛和種である確率は低い」という判定結果であった。この 2 件は、健康安全研究センター食品監視第一課で調査を実施し、口頭指導を行った。

また、その他 48 件は「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50 件	48 件	2 件

## 第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

JAS 分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※<sub>1</sub>に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※<sub>1</sub> 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。  
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-9-7)

(1) 分析対象の 80 検体のうち、2 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも 5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 2 検体について、分別流通生産管理 (IP ハンドリング) ※<sub>2</sub>の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

※<sub>2</sub> 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IPハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(平成 27 年度)

対 象 品 目	検体数	検 査 結 果			
		検出 せず	5%以下の 検出	5%を 超える検出	検査不能*
大 豆 加工品	豆腐	11	10	1	
	豆乳類	7	5	1	1
	大豆水煮	6	6		
	きな粉	4	4		
	凍豆腐	4	4		
	その他の大豆加工品	8	8		
	小 計	40	37	2	1
とうも ろこし 加工品	スナック菓子	12	8		4
	スイートコーン	8	8		
	コーンスープ	8	7		1
	ポップコーン	5	5		
	その他のとうもろこし加工品	7	4		3
	小 計	40	32		8
合 計	80	69	2	9	

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

#### 第4 健康増進法に基づく表示の適正化

国民の健康の保護及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられた（経過措置期間及び一部省略規定あり）。

食品表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、事業者の責任において、科学的根拠に基づく機能性を、販売前に消費者庁に届出をすることにより表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品表示法においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

##### 1 相談指導等

栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」やホームページ等により、制度の普及啓発とともに、表示適正化のための相談指導等を食品監視課及び保健所で行っている。

また、保健所では、表示に関する講習会を実施するとともに、多摩地域及び島しょ地域の販売施設等における、容器包装及び広告等の監視指導を行っている。

平成27年度の相談件数は、1034件であった（食品監視課及び都保健所における実施件数。区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

##### 2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

事業者に対し、申請に係る相談指導及び消費者庁長官への表示許可申請の経由事務を行っている。

また、許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

##### 3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

###### (1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

###### (2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

###### (3) 検査項目

ア 表示内容検査

イ 栄養成分検査

###### (4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所

イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

###### (5) 実施結果

実施結果は表2-9-8のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、不適正な表示が認められたのは、表示内容検査で3品目、栄養成分検査で4品目であった。不適正表示については表示責任者である製造者等を所管する自治体宛てに通報、指導依頼を行った。

表2-9-8 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成27年度）

区分	収去件数	適正	不適正 <sup>※</sup>		
			合計	表示内容	栄養成分分析結果
栄養表示食品	50	44	6	3	4

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

## 第10節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

### 第2 平成27年度の主な取組

#### (1) 食品営業者への認証取得支援の拡充

ア 「自主的衛生管理段階的推進プログラム」を活用した衛生水準の点検確認と技術的助言を実施した。（自主的衛生管理向上実地講習）

イ 従来のマニュアル作成セミナーの内容を拡充したセミナーを認証区分別に実施した。（マニュアル完全作成セミナー）

自主的衛生管理段階的推進プログラム：都認証取得を

目指す前段階の取組について、3つのステップ（エントリー、1st、2nd ステージ）に分けてレベルを設定し、その達成段階を評価する制度

#### (2) 制度の普及

認証制度のさらなる活用の推進を目的として、下記の取組を行った。

ア 食品事業者及び関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出展し、普及啓発を行った。（27回）。

イ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行い、周知を図った。

ウ 東京を観光で訪れる日本人及び外国人に対し、東京の取組を紹介するため、雑誌への制度紹介広告の掲載、パンフレット作成及び英語で制度を紹介するホームページを作成した。

#### (3) 認証施設の公表（表2-10）

指定審査事業者から新たに報告のあった104施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成27年度末の公表施設は618施設となった。

表2-10 (平成27年度末)

認証区分	認証施設数
給食	72
調理	359
製造	112
加工	22
販売	52
氷雪販売	1
魚介類せり売	0
合計	618

#### (4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

## 第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

### 第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

### 第2 平成27年度の自主回収情報の公表

平成27年4月から平成28年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において116件の自主回収情報の公表を行った(表2-11)。

表2-11 自主回収情報の内訳

(平成27年4月～平成28年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	116	17	44	24	19	12
魚介類	6		2	1	1	2
冷凍食品	1	1				
肉・卵類	6	1	1	1	3	
乳類	6	1	3		1	1
農産物	4				1	3
菓子類	41	5	13	14	7	2
飲料	7	5	1			1
器具類						
その他*	45	4	24	8	6	3

※ 弁当、調味料など

## 第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

### 第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (平成 27 年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,495	14,699	26,194
表示	2,049	1,186	3,235
規格・基準	959	666	1,625
食中毒	4,862	1,265	6,127
残留農薬	899	336	1,235
輸入食品	421	245	666
添加物	310	206	516
新規開発食品	9	7	16
食用の可・不可に関する疑義	1,080	464	1,544
マスコミ報道に関する事項	1,560	451	2,011
その他 <sup>注</sup>	6,151	8,797	14,948
合計	29,795	28,322	58,117

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く)
- ・食品中の放射性物質
- ・食物アレルギー 等

### 第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (平成 27 年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	9	2,369
食品衛生街頭相談	3	697
合計	12	3,066

## 第3 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3 (平成 27 年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	24	191,950
食品関係営業許可申請の手引き (リーフレット)	1	4,160
臨時出店者が出店する場合には… (リーフレット)	1	2,310
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	2,690
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	125
給食の供給を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	390
自動車関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	390
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	2,935
自主的衛生管理段階的推進プログラム (リーフレット)	2	15,950
食品衛生自主管理認証制度 (リーフレット) 英語版	1	40,000
大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準基本編 (パンフレット)	1	20,000
食品表示法ができました！ (パンフレット)	2	24,000
食品表示を見てみよう (リーフレット)	1	20,000
栄養成分表示ハンドブック (パンフレット)	1	4,000
御存知ですか？東京都食品衛生自主管理認証制度 東京の『食べる』を守るマイスター 2016年版 (リーフレット)	1	2,000
食品表示法普及啓発映像資料 (DVD)	1	5,000
食中毒防止対策 (ポスター)	1	6,000
健康食品普及啓発 (ポスター)	1	6,000
防ごう！ノロウイルス感染 (リーフレット)	1	10,000
防ごう！ノロウイルス食中毒 (パンフレット)	1	10,000
身近にある有毒植物 (パンフレット)	1	3,000
知っておきたい毒キノコ～キノコ食中毒を防ぐために～ (パンフレット)	1	3,000
「健康食品 ウソ？ホント？」 (パンフレット)	1	10,000
情報誌等 (都保健所)	42	165,284
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	13	21,550
合計	79	378,784

## 第4 食品衛生講習会

## 1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4 (平成 27 年度)

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	31	1,763	13	1,162	44	2,925	
営業者	合計	367	15,384	184	5,331	551	20,715	
	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	5	867	2	535	7	1,402
		集団給食	15	1,034	-	-	15	1,034
		責任者	28	3,821	-	-	28	3,821
		その他	4	54	-	-	4	54
	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	80	1,965	2	48	82	2,013
		業種・業態別	68	1,686	81	2,407	149	4,093
		集団給食	49	1,999	4	65	53	2,064
		責任者	25	817	-	-	25	817
その他		81	3,027	-	-	81	3,027	
	その他 <sup>注3</sup>	12	114	95	2,276	107	2,390	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象  
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象  
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等  
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成27年11月4日

場所 セシオン杉並

参加人数 469名

内容 ・食品表示法の概要  
 ・食の安全への取り組みについて

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成27年12月11日

場所 練馬文化センター

参加人数 842名

内容 ・法令解説  
 ・健康食品を取り巻く最近の状況  
 ・事例紹介

第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関する様々な問題について、都民や事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を以下のとおり実施している。

1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

平成27年度は、「食品添加物を考える～上手に付き合うには～」をテーマに9月25日に開催した（190名が参加）。

また、平成27年度からは、食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、公募した都民を対象に講義や少人数のグループワーク等を行う「食の安全都民フォーラム 食の安全都民講座」を実施している。

表 2-12-5 平成27年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	参加者数
第1回	7月2日	食品の苦情事例から見る食品安全	・講義 ・グループワーク	34人
第2回	7月7日	食中毒事例から見る食品安全	・講義 ・グループワーク	31人
第3回	11月30日	今、気をつけたい食中毒～ノロウイルスと食肉による食中毒を考える～	・講義・実験 ・グループワーク	33人
第4回	2月23日	医食同源、食品・くすり・健康食品を考える	・講義 ・グループワーク	59人
第5回	3月1日	健康食品と上手に付き合う	・講義 ・パネルディスカッション	63人

2 食の安全都民フォーラム 食の安全調査隊

平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動による、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成27年度は、「食の安全を考える～食品の生産から食卓まで～」をテーマに、45名の参加者により、5回の活動を実施した。

## 第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

日時 平成27年7月31日

場所 健康安全研究センター

参加人数 67名

内容 「のぞいてみよう 微生物！」をテーマにした実験

- ・顕微鏡による微生物観察実験、手洗い後の手の状態観察実験

## 第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報係）及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

### 1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成27年度の閲覧件数は、4,661,397件であった。

平成28年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

### 2 健康安全研究センター（食品医薬品情報係）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報係）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成28年3月末の主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ、薬の救Q箱及び印刷物関係等である。平成27年度は、健康食品の試買調査結果及び食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。平成27年度のアクセス数は、延べ3,667,882件であった。

### 3 保健所等のホームページ

平成27年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は4,701,141件であった。

### 4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。平成28年3月末の読者数は5,705人であった。

## 第13節 その他の事業

### 第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成27年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成27年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成26年度	21,818	655.2	15,428	462.0	6,390	193.2	0	0		
平成27年度総計	22,202	667.3	8,477	254.4	13,725	412.9	0	0.0		
内訳	平成27年	4月	2,459	73.8	1,184	35.5	1,275	38.3	0	0.0
		5月	1,787	53.7	1,142	34.3	645	19.4	0	0.0
		6月	1,806	54.2	785	23.6	1,021	30.6	0	0.0
		7月	2,026	60.8	1,411	42.3	615	18.5	0	0.0
		8月	1,986	59.6	1,184	35.5	802	24.1	0	0.0
		9月	1,677	50.3	590	17.7	1,087	32.6	0	0.0
		10月	2,081	62.4	600	18.0	1,481	44.4	0	0.0
		11月	1,888	56.6	160	4.8	1,728	51.8	0	0.0
		12月	1,695	51.5	387	11.6	1,308	39.9	0	0.0
	平成28年	1月	1,440	43.4	305	9.2	1,135	34.2	0	0.0
		2月	1,004	30.2	112	3.4	892	26.8	0	0.0
3月		2,353	70.8	617	18.5	1,736	52.3	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

## 第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

## 1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成 27 年度)

		平成 27 年									平成 28 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	0	2	3	0	0	31	6	1	0	0	0	43
	利用人数	0	0	72	114	0	0	1,570	449	120	0	0	0	2,325
中学校	学校数	10	10	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	25
	利用人数	968	1,427	318	15	0	0	0	0	0	0	85	72	2,885
高等学校	学校数	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	1	1	8
	利用人数	0	0	0	0	0	32	9	32	0	416	31	28	548
養護学校等	学校数	0	0	1	1	0	3	6	1	0	0	0	0	12
	利用人数	0	0	4	12	0	55	83	13	0	0	0	0	167
合計	学校数	10	10	5	5	0	4	38	8	1	3	2	2	88
	利用人数	968	1,427	394	141	0	87	1,662	494	120	416	116	100	5,925

## 2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成 27 年度)

		平成 27 年									平成 28 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	学校数	0	1	7	1	0	5	48	35	1	0	0	0	98
	利用人数	0	48	476	67	0	281	3,608	2,573	17	0	0	0	7,070
中学校	学校数	67	84	68	3	0	11	6	10	6	2	13	0	270
	利用人数	5,734	11,048	11,493	308	0	1,269	539	1,077	760	200	1,817	0	34,245
高等学校	学校数	1	4	5	3	1	7	15	8	14	13	10	0	81
	利用人数	21	823	516	234	14	790	3,227	994	2,439	2,078	1,815	0	12,951
養護学校等	学校数	0	4	0	0	0	14	17	4	0	0	0	0	39
	利用人数	0	123	0	0	0	340	454	109	0	0	0	0	1,026
合計	学校数	68	93	80	7	1	37	86	57	21	15	23	0	488
	利用人数	5,755	12,042	12,485	609	14	2,680	7,828	4,753	3,216	2,278	3,632	0	55,292